

# 第3次福岡市教育振興基本計画策定検討委員会 【第1回】

日時：令和6年5月30日（木）10時00分  
場所：教育委員会会議室

## － 次 第 －

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 委員長、副委員長選出
- 4 議題
  - (1) 第3次福岡市教育振興基本計画の策定について
  - (2) 国の動向について
    - ・「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（中教審答申）
    - ・第4期教育振興基本計画について
  - (3) 第2次福岡市教育振興基本計画の振り返りについて
- 5 閉会

### 【配付資料】

- 資料1 設置要綱
- 資料2 傍聴要領
- 資料3 第3次福岡市教育振興基本計画策定検討委員会委員名簿
- 資料4 第3次教育振興基本計画の策定について  
(別紙) 策定スケジュール
- 資料5 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（概要版）
- 資料6 第4期教育振興基本計画（概要版）
- 資料7 第2次福岡市教育振興基本計画の振り返り
- 資料8 第2次福岡市教育振興基本計画の振り返り（個票）

## 第 3 次福岡市教育振興基本計画策定検討委員会設置要綱

## (趣 旨)

第 1 条 この要綱は、第 3 次福岡市教育振興基本計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第 2 条 検討委員会は、教育委員会が策定する第 3 次福岡市教育振興基本計画（以下「次期計画」という。）の策定段階において、福岡市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）からの求めに応じ、専門的見地から助言等を行う。

## (委 員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子ども関係団体に所属する者
- (3) 経済団体に所属する者
- (4) 地域を代表する者
- (5) 保護者を代表する者
- (6) 学校関係者

## (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から次期計画が策定されるまでとする。

## (委員長及び副委員長)

第 5 条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、検討委員会を招集し、検討委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会 議)

第 6 条 検討委員会の会議は、公開とする。ただし、特別な理由があるときは、この限りでない。

## (事 務)

第 7 条 検討委員会に関する事務は、教育委員会総務部教育政策課において処理する。

## (補 則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

## 第 3 次福岡市教育振興基本計画策定検討委員会傍聴要領

## (趣 旨)

第 1 条 この要領は、第 3 次教育振興基本計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）の会議の傍聴に際し、必要な事項を定めるものとする。

## (受 付)

第 2 条 傍聴の受付は、会議の開会予定時刻の 30 分前から開会予定時刻までの間行うものとする。

2 会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、受付にて、自己の氏名及び住所若しくは所属名を受付名簿に記入し、係員の指示に従って、傍聴席に着かなければならない。

## (定 員)

第 3 条 傍聴人の定員は 10 人とする。ただし、委員長が必要があると認めるときはこれを変更することができる。

2 傍聴希望者が定員を超える場合は、抽選により傍聴人を決定するものとする。

## (入場の制限)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議若しくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯する者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

## (傍聴人の遵守事項)

第 5 条 傍聴人は、会議の傍聴にあたり、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに席を離れないこと
- (2) 会議場において発言しないこと
- (3) 会議場における発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと
- (5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器は音を発する機能を停止すること
- (6) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の妨げとなるような行為をしないこと

## (撮影及び録音)

第 6 条 傍聴人は、傍聴席において写真等を撮影し、又は録音をしようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

(退場)

第7条 傍聴人は、会議が傍聴に適さない議題に関する検討を行おうとする場合、又は委員長から退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

(傍聴人への指示)

第8条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は委員長の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、令和6年5月1日から施行する。

## 第3次福岡市教育振興基本計画策定検討委員会委員名簿

※五十音順、敬称略

氏 名	所 属
いくた じゅんいち 生田 淳一	福岡教育大学 教育学部 教育心理研究ユニット 教授
いしまつ あゆみ 石松 あゆみ	福岡市立弥永西小学校 校長
いたや よしたか 板谷 芳隆	福岡市立特別支援学校 清水高等学園 校長
いの たけし 猪野 猛	福岡商工会議所 理事・事務局長
かわの まさみ 河野 麻沙美	上越教育大学大学院 学校教育研究科 准教授
くれは ゆみ 呉羽 由美	福岡市 PTA 協議会 副会長
しげなが ゆき 重永 侑紀	子ども NPO センター福岡 代表理事
とくなが ゆたか 徳永 豊	福岡大学 人文学部 教育・臨床心理学科 教授
にしやま ひさこ 西山 久子	福岡教育大学大学院 教育学研究科 教授
はたえ たかし 波多江 貴志	福岡市立東光中学校 校長
ふくおか てつろう 福岡 哲朗	福岡市立博多工業高等学校 校長
ふじむら ゆういち 藤村 裕一	鳴門教育大学大学院 特命教授・教員養成 DX 推進機構長
( 選任中 )	福岡市自治協議会等 7 区会長会

## 第 3 次福岡市教育振興基本計画の策定について

### 1 計画の位置づけ

- ・教育基本法第 17 条第 2 項に規定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定
- ・福岡市における教育の基本方針を示すものとし、個別具体の事業や取組事項については、毎年作成する教育委員会運営方針で示す。
- ・福岡市基本計画のほか、福岡市こども総合計画など関連する各分野の計画との整合を図る。

教育基本法（抄）

（教育振興基本計画）

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

### 2 計画範囲

- ・市立学校（小学校・中学校・特別支援学校・高等学校）における取組みを中心とし、家庭・地域等の取組みも含めた教育に関する分野

### 3 計画期間

- ・令和 7（2025）年度～令和 11（2029）年度（5 年間）

### 4 計画の進行管理

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定に基づき毎年行う「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」により進行管理を実施

### 5 策定スケジュール

- ・別紙のとおり

# 第3次福岡市教育振興基本計画 策定スケジュール

資料4 別紙

	令和6年度												令和7年度			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
策定検討委員会		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆第1回 (5/30)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・次期計画の策定について</li> <li>・国の動向について</li> <li>・現計画の振り返りについて</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆第2回 (7月中旬)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・次期計画骨子案について</li> </ul> </li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>◆第3回 (10月下旬)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・各施策について</li> <li>・評価指標について</li> </ul> </li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>◆第4回 (1月中旬)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・原案について</li> </ul> </li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>◆第5回 (4月下旬)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・成案について</li> <li>・パブコメ実施結果について</li> <li>・パブコメへの対応案について</li> </ul> </li> </ul>		
議会等						<ul style="list-style-type: none"> <li>◆9月議会 報告                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・現計画振り返り</li> <li>・骨子案</li> </ul> </li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>◆2月議会 報告                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・原案</li> </ul> </li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>◆5月教育委員会会議付議                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・成案について</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆6月議会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告</li> </ul> </li> </ul>

パブリックコメント

※上記のほか、各校長会や、市PTA協議会との意見交換を予定  
子どもの意見についても聴取予定

# 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

## ～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)【概要】

令和3年1月26日  
中央教育審議会

### 第I部 総論

#### 1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来
- 新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

新学習指導要領の着実な実施

ICTの活用

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

#### 2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

##### 成果

- 学校が学習指導のみならず、生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子供たちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は、諸外国から高い評価
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全国的に学校の臨時休業措置が取られたことにより再認識された学校の役割
  - ①学習機会と学力の保障
  - ②全人的な発達・成長の保障
  - ③身体的、精神的な健康の保障（安全・安心につながる可以保证の居場所・セーフティネット）

##### 課題

子供たちの意欲・関心・学習習慣等や、高い意欲や能力をもった教師やそれを支える職員の力により成果を挙げる一方、変化する社会の中で以下の課題に直面

- 本来であれば家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられることになり、結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担が増大
- 子供たちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、貧困、いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加等）
- 生徒の学習意欲の低下
- 教師の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下、教師不足の深刻化
- 学習場面におけるデジタルデバイスの使用が低調であるなど、加速度的に進展する情報化への対応の遅れ
- 少子高齢化、人口減少による学校教育の維持とその質の保証に向けた取組の必要性
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育活動の両立、今後起こり得る新たな感染症への備えとしての教室環境や指導体制等の整備

教育振興基本計画の理念  
(自立・協働・創造)の継承

学校における  
働き方改革の推進

GIGAスクール構想の  
実現

新学習指導要領の  
着実な実施

必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現



### 3. 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

#### ①個別最適な学び（「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念）

- ◆ **新学習指導要領では、「個に応じた指導」を一層重視し、指導方法や指導体制の工夫改善により、「個に応じた指導」の充実を図るとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整えることが示されており、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが必要**
- ◆ **GIGAスクール構想の実現による新たなICT環境の活用、少人数によるきめ細かな指導体制の整備を進め、「個に応じた指導」を充実していくことが重要**
- ◆ **その際、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けた効果的な取組を展開し、個々の家庭の経済事情等に左右されることなく、子供たちに必要な力を育む**

#### 指導の個別化

- 基礎的・基本的な知識・技能等を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成するため、  
・支援が必要な子供により重点的な指導を行うことなど効果的な指導を実現  
・特性や学習進度等に応じ、指導方法・教材等の柔軟な提供・設定を行う

#### 学習の個性化

- 基礎的・基本的な知識・技能等や情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、子供の興味・関心等に応じ、一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身が学習が最適となるよう調整する

- ◆ 「個別最適な学び」が進められるよう、これまで以上に子供の成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められる
- ◆ その際、ICTの活用により、学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を利活用することや、教師の負担を軽減することが重要

### それぞれの学びを一体的に充実し 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる

#### ②協働的な学び

- ◆ 「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要
- ◆ 集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせられ、よりよい学びを生み出す

- 知・徳・体を一体的に育むためには、教師と子供、子供同士の関わり合い、自分の感覚や行為を通して理解する実習・実験、地域社会での体験活動など、様々な場面でリアルな体験を通じて学ぶことの重要性が、AI技術が高度に発達するSociety5.0時代にこそ一層高まる
- 同一学年・学級はもとより、異学年間の学びや、ICTの活用による空間的・時間的制約を超えた他の学校の子供等との学び合いも大切

## 子供の学び

### 幼児教育

- 小学校との円滑な接続，質の評価を通じたPDCAサイクルの構築等により，質の高い教育を提供
- 身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で達成感を味わいながら，全ての幼児が健やかに育つことができる

### 高等学校教育

- 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や，社会の形成に主体的に参画するための資質・能力が育まれる
- 地方公共団体，企業，高等教育機関，国際機関，NPO等の多様な関係機関との連携・協働による地域・社会の課題解決に向けた学び
- 多様な生徒一人一人に応じた探究的な学びや，STEAM教育など実社会での課題解決に生かしていくための教科等横断的な学び

## 教職員の姿

- 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め，教職生涯を通じて学び続け，子供一人一人の学びを最大限に引き出し，主体的な学びを支援する伴走者としての役割を果たしている
- 多様な人材の確保や教師の資質・能力の向上により質の高い教職員集団が実現し，多様なスタッフ等とチームとなり，校長のリーダーシップの下，家庭や地域と連携しつつ学校が運営されている
- 働き方改革の実現や教職の魅力発信，新時代の学びを支える環境整備により教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され，志望者が増加し，教師自身も志気を高め，誇りを持って働くことができる

## 子供の学びや教職員を支える環境

- 小中高における1人1台端末環境の実現，デジタル教科書等の先端技術や教育データを活用できる環境の整備等による指導・支援の充実，校務の効率化，教育政策の改善・充実等
- ICTの活用環境と少人数によるきめ細かな指導体制の整備，学校施設の整備等による新しい時代の学びを支える学校教育の環境整備
- 小中連携，学校施設の複合化・共用化等の促進を通じた魅力的な教育環境の実現

### 義務教育

- 新たなICT環境や先端技術の活用等による学習の基盤となる資質・能力の確実な育成，多様な児童生徒一人一人の興味・関心等に応じ意欲を高めやりたいことを深められる学びの提供
- 学校ならではの児童生徒同士の学び合い，多様な他者と協働した探究的な学びなどを通じ，地域の構成員の一人や主権者としての意識を育成
- 生活や学びにわたる課題(虐待等)の早期発見等による安全・安心な学び

### 特別支援教育

- 全ての教育段階において，インクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われ，全ての子供たちが適切な教育を受けられる環境整備
- 障害のある子供とない子供が可能な限りともに教育を受けられる条件整備
- 障害のある子供の自立と社会参加を見据え，通常の学級，通級による指導，特別支援学級，特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

## 4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

- ◆ 全ての子どもたちの知・徳・体を一体的に育むため、これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障を学校教育の本質的な役割として重視し、継承していく
- ◆ 教職員定数、専門スタッフの拡充等の人的資源、ICT環境や学校施設の整備等の物的資源を十分に供給・支援することが国に求められる役割
- ◆ 学校だけでなく地域住民等と連携・協働し、学校と地域が相互にパートナーとして一体となって子どもたちの成長を支えていく
- ◆ 一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった「二項対立」の陥穽に陥らず、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせて生かしていく
- ◆ 教育政策のPDCAサイクルの着実な推進

### 全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現のための改革の方向性

#### (1) 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する

- 子どもたちの資質・能力をより一層確実に育むため、基礎学力を保障してその才能を十分に伸ばし、社会性等を育むことができるよう、学校教育の質を高める
- 学校に十分な人的配置を実現し、1人1台端末や先端技術を活用しつつ、多様化する子どもたちに対応して個別最適な学びを実現しながら、学校の多様性と包摂性を高める
- ICTの活用や関係機関との連携を含め、学校教育に馴染めないでいる子どもに対して実質的に学びの機会を保障するとともに、地理的条件に関わらず、教育の質と機会均等を確保

#### (2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する

- 校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化を図るとともに、学校内外との関係で「連携と分担」による学校マネジメントを実現
- 外部人材や専門スタッフ等、多様な人材が指導に携わることのできる学校の実現、事務職員の校務運営への参画機会の拡大、教師同士の役割の適切な分担
- 学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たし、相互に連携・協働して、地域全体で子どもたちの成長を支えていく環境を整備
- カリキュラム・マネジメントを進めつつ、学校が家庭や地域社会と連携し、社会とつながる協働的な学びを実現

#### (3) これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する

- ICTや先端技術の効果的な活用により、新学習指導要領の着実な実施、個別に最適な学びや支援、可視化が難しかった学びの知見の共有等が可能
- GIGAスクール構想の実現を最大限生かし、教師が対面指導と遠隔・オンライン教育とを使いこなす（ハイブリッド化）ことで、様々な課題を解決し、教育の質を向上
- 教師による対面指導や子ども同士による学び合い、多様な体験活動の重要性が一層高まる中で、ICTを活用しながら協働的な学びを実現し、多様な他者とともに問題発見・解決に挑む資質・能力を育成

#### (4) 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる

- 修得主義や課程主義は、個人の学習状況に着目するため、個に応じた指導等に対する寛容さ等の特徴があるが、集団としての教育の在り方が問われる面は少ない
- 履修主義や年齢主義は、集団に対し、ある一定の期間をかけて共通に教育を行う性格を有し、一定の期間の中で、個々人の成長に必要な時間のかかり方を多様に許容し包含する一方、過度の同調性や画一性をもたらす可能性
- 義務教育段階においては、進級や卒業の要件としては年齢主義を基本としつつも、教育課程の履修を判断する基準としては履修主義と修得主義の考え方を適切に組み合わせ、「個別最適な学び」及び「協働的な学び」との関係も踏まえつつ、それぞれの長所を取り入れる
- 高等学校教育においては、その特質を踏まえた教育課程の在り方を検討
- これまで以上に多様性を尊重、ICT等も活用しつつカリキュラム・マネジメントを充実

#### (5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する

- 今般の新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新たな感染症や災害の発生等の緊急事態であっても必要な教育活動の継続
- 「新しい生活様式」も踏まえ、子供の健康に対する意識の向上、衛生環境の整備や、新しい時代の教室環境に応じた指導体制、必要な施設・設備の整備
- 臨時休業時等であっても、関係機関等との連携を図りつつ、子どもたちと学校との関係を継続し、心のケアや虐待の防止を図り、子どもたちの学びを保障する
- 感染症に対する差別や偏見、誹謗中傷等を許さない
- 首長部局や保護者、地域と連携・協働しつつ、率先して課題に取り組み、学校を支援する教育委員会の在り方について検討

#### (6) 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する

- 少子高齢化や人口減少等で社会構造が変化する中、学校教育の持続可能性を確保しつつ魅力ある学校教育の実現に向け、必要な制度改正や運用改善を実施
- 魅力的で質の高い学校教育を地方においても実現するため、高齢者を含む多様な地域の人材が学校教育に関わるとともに、学校の配置や施設の維持管理、学校間連携の在り方を検討

## 5. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICTの活用に関する基本的な考え方

- ◆ 「令和の日本型学校教育」を構築し、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現するためには、**ICTは必要不可欠**
- ◆ **これまでの実践とICTとを最適に組み合わせる**ことで、**様々な課題を解決し、教育の質の向上**につなげていくことが必要
- ◆ ICTを活用すること自体が目的化しないよう留意し、**PDCAサイクルを意識し、効果検証・分析を適切に行う**ことが重要であるとともに、健康面を含め、ICTが児童生徒に与える影響にも留意することが必要
- ◆ ICTの全面的な活用により、学校の組織文化、教師に求められる資質・能力も変わっていく中で、**Society5.0時代にふさわしい学校の実現**が必要

### (1) 学校教育の質の向上に向けたICTの活用

- カリキュラム・マネジメントを充実させ、各教科等で育成を目指す資質・能力等を把握した上で、ICTを「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に生かすとともに、従来は伸ばせなかった資質・能力の育成や、これまでできなかった学習活動の実施、家庭等学校外での学びの充実
- 端末の活用を「当たり前」のことし、児童生徒自身がICTを自由な発想で活用するための環境整備、授業デザイン
- ICTの特性を最大限活用した、不登校や病気療養等により特別な支援が必要な児童生徒に対するきめ細かな支援、個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会の提供等
- ICTの活用と少人数によるきめ細かな指導体制の整備を両輪とした、個別最適な学びと協働的な学びの実現

### (2) ICTの活用に向けた教師の資質・能力の向上

- 養成・研修全体を通じ、教師が必要な資質・能力を身に付けられる環境の実現
- 養成段階において、学生の1人1台端末を前提とした教育を実現しつつ、ICT活用指導力の養成やデータリテラシーの向上に向けた教育の充実
- ICTを効果的に活用した指導ノウハウの迅速な収集・分析、新時代に対応した教員養成モデルの構築等、教員養成大学・学部、教職大学院のリーダーシップによるSociety5.0時代の教員養成の実現
- 国によるコンテンツ提供や都道府県等における研修の充実等による現職教師のICT活用指導力の向上、授業改善に取り組む教師のネットワーク化

### (3) ICT環境整備の在り方

- GIGAスクール構想により配備される1人1台の端末は、クラウドの活用を前提としたものであるため、高速大容量ネットワークを整備し、教育情報セキュリティポリシー等でクラウドの活用を禁止せず、必要なセキュリティ対策を講じた上で活用を促進
- 義務教育段階のみならず、多様な実態を踏まえ、高等学校段階においても1人1台端末環境を実現するとともに、端末の更新に向けて丁寧に検討
- 各学校段階において端末の家庭への持ち帰りを可能とする
- デジタル教科書・教材等の普及促進や、教育データを蓄積・分析・利活用できる環境整備、ICT人材の確保、ICTによる校務効率化

## 各論 (目次)

1. 幼児教育の質の向上について
2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について
3. 新時代に対応した高等学校教育等の在り方について
4. 新時代の特別支援教育の在り方について
5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について
6. 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について
7. 新時代の学びを支える環境整備について
8. 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について
9. Society5.0時代における教師及び教職員組織の在り方について

## 1. 幼児教育の質の向上について

### (1) 基本的な考え方

- 幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、義務教育及びその後の教育の基礎を培うことが目的
- 幼稚園、保育所、認定こども園といった各幼児教育施設においては、集団活動を通して、幼児期に育みたい資質・能力を育成する幼児教育の実践の質の向上が必要
- 教育環境の整備も含めた幼児教育の内容・方法の改善・充実や、人材の確保・資質及び専門性の向上、幼児教育推進体制の構築等を進めることが必要

### (2) 幼児教育の内容・方法の改善・充実

#### ① 幼稚園教育要領等の理解推進・改善

- 新幼稚園教育要領等の実施状況や成果等の把握，調査研究や好事例等の情報提供による教育内容や指導方法の改善・充実

#### ② 小学校教育との円滑な接続の推進

- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに幼小の教職員の連携促進
- スタートカリキュラムを活用した幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化

#### ③ 教育環境の整備

- 幼児の直接的・具体的な体験を更に豊かにするための工夫をしながらICTを活用，幼児教育施設の業務のICT化の推進
- 耐震化，衛生環境の改善等の安全対策の実施

#### ④ 特別な配慮を必要とする幼児への支援

- 幼児教育施設での特別支援教育の充実，関係機関・部局と連携した切れ目のない支援体制整備
- 教職員の資質向上に向けた研修プログラムの作成，指導上の留意事項の整理
- 幼児教育施設を活用した外国人幼児やその保護者に対する日本語指導，多言語での就園・就学案内等の取組の充実

### (3) 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上

#### ① 処遇改善をはじめとした人材の確保

- 処遇改善等の実施や，大学等と連携した新規採用，離職防止・定着，再就職の促進等の総合的な人材確保策の推進

#### ② 研修の充実等による資質の向上

- 各種研修の機能・位置付けを構造化し，効果的な研修を実施
- 各職階・役割に応じた研修体系の構築，キャリアステージごとの研修機会の確保

#### ③ 教職員の専門性の向上

- 上位の免許状の取得促進，小学校教諭免許や保育士資格の併有促進，特別な配慮を必要とする幼児への支援

### (4) 幼児教育の質の評価の促進

- 学校関係者評価等の実施により持続的に改善を促すPDCAサイクルを構築
- 公開保育の仕組みの学校関係者評価への活用は有効
- 幼児教育の質に関する評価の仕組みの構築に向けた手法開発・成果の普及

### (5) 家庭・地域における幼児教育の支援

#### ① 保護者等に対する学習機会・情報の提供

- 保護者等に対する相談体制の整備など，地域における家庭教育支援の充実

#### ② 関係機関相互の連携強化

- 幼児教育施設と教育委員会，福祉担当部局・首長部局，児童相談所等の関係機関の連携促進

#### ③ 幼児教育施設における子育ての支援の促進

- 親子登園，相談事業や一時預かり事業等の充実，預かり保育の質向上・支援の充実

### (6) 幼児教育を推進するための体制の構築等

- 地方公共団体における幼児教育センターの設置，幼児教育アドバイザーの育成・配置等による幼児教育推進体制の構築
- 幼児教育推進体制の充実・活用のための必要な支援の実施，幼児教育アドバイザー活用の推進方策の検討，好事例の収集
- 科学的・実証的な検証を通じたエビデンスに基づいた政策形成の促進

### (7) 新型コロナウイルス感染症への対応

- 保健・福祉等の専門職や関係機関等とスムーズに連携できる幼児教育推進体制の整備，研修等の充実等による資質等の向上
- トイレや空調設備の改修等による衛生環境の改善等の感染防止に向けた取組の推進，園務改善のためのICT化支援等教職員の勤務環境の整備

## 2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

### (1) 基本的な考え方

- 我が国のどの地域で生まれ育っても、知・徳・体のバランスのとれた質の高い義務教育を受けられるようにすることが国の責務
- 義務教育9年間を通じた教育課程、指導体制、教師の養成等の在り方について一体的に検討を進める必要
- 児童生徒が多様化し学校が様々な課題を抱える中であっても、義務教育において決して誰一人取り残さないということを徹底

### (2) 教育課程の在り方

#### ① 学力の確実な定着等の資質・能力の育成に向けた方策

- 新学習指導要領で整理された資質・能力の3つの柱をバランスよく育成することが必要であり、ICT環境を最大限活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実していくことが重要
- 児童生徒の発達の段階を考慮し、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成・充実を図る
- 小学校高学年への教科担任制の導入、学校段階間の連携強化、外部人材の配置や研修の導入等が必要
- 発達の段階にかかわらず、児童生徒の実態を適切に捉え、その可能性を伸ばしていくことができるよう環境を整えていくことも重要
- 各学校段階を通じた学びに向かう力の育成、キャリア教育の充実

#### ② 補充的・発展的な学習指導について

##### ア 補充的・発展的な学習指導

- 指導方法等を工夫した補充的な学習や学習内容の理解を深め広げる発展的な学習を取り入れる
- 必要に応じて異なる学年の内容を含めて学習指導要領に示していない内容を加えて指導

##### イ 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する指導

- 知的好奇心を高める発展的な学習の充実や、学校外の学びへ児童生徒をつないでいくことなど、国内の学校での指導・支援の在り方等について、遠隔・オンライン教育も活用した実証的な研究開発を行い、更なる検討・分析を実施

#### ③ カリキュラム・マネジメントの充実に向けた取組の推進

- 各学校や地域の実態を踏まえ、教科等間のつながりを意識して教育課程を編成・実施
- 各学校が持っている教育課程の編成・実施に関する裁量を明確化するとともに、総枠としての授業時数は引き続き確保した上で、教科等ごとの授業時数の配分について一定の弾力化が可能となる制度を設ける

### (3) 義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方

#### ① 小学校高学年からの教科担任制の導入（令和4（2022）年度を目途）

- 義務教育9年間を見通した指導体制の構築、教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導の充実、教師の負担軽減等
- 新たに専科指導の対象とすべき教科（例えば外国語・理科・算数）や学校規模・地理的条件に応じた効果的な指導体制の在り方の検討、小中学校の連携促進
- 専門性担保方策や人材確保方策と併せ、必要な教員定数の確保に向けて検討

#### ② 義務教育9年間を見通した教師の養成等の在り方

- 小学校と中学校の免許の教職課程に共通開設できる授業科目の範囲を拡大する特例を設け、両方の免許取得を促進
- 中学校免許を有する者が、小学校で専科教員として勤務した経験を踏まえて小学校免許を取得できるよう制度を弾力化

### (4) 義務教育を全ての児童生徒等に実質的に保障するための方策

#### ① 不登校児童生徒への対応

- SC・SSWの配置時間等の充実による相談体制の整備、教育支援センターの機能強化、不登校特例校の設置促進、教育委員会・学校とフリースクール等の民間の団体とが連携した取組の充実、自宅等でのICT活用等多様な教育機会の確保など、学校内外において、個々の状況に応じた段階的な支援
- 児童生徒の支援ニーズの早期把握、校内別室における相談・指導体制の充実等の調査研究

#### ② 義務教育未修了の学齢を経過した者等への対応

- 全ての都道府県・指定都市における夜間中学の設置促進
- 専門人材の配置促進による夜間中学の教育活動の充実や受入れ生徒の拡大

### (5) 生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質・能力を育成するための方策

- 生涯を通じて心身共に健康な生活を送るための資質・能力（健康リテラシー等）を育成
- 養護教諭の適正配置、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の専門家との連携、学校保健情報の電子化
- 食育の推進を担う栄養教諭等の専門性に基づく指導の充実、栄養教諭の配置促進

### (6) いじめの重大事態、虐待事案等に適切に対応するための方策

- 成長を促す指導等の積極的な生徒指導の充実、児童虐待防止に向けた関係機関との連携強化
- 学校だけでは対応が難しい、生徒指導上の課題との関連も指摘される背景や要因といった困難を抱える児童生徒への包括的な支援の在り方の検討、自殺予防の取組の推進等
- SC・SSWの配置時間等の充実、SNS等を活用した相談体制の全国展開などの教育相談体制の整備、スクールロイヤー等を活用した教育委員会における法務相談体制の整備
- 学校いじめ防止基本方針の実効化、いじめ等の状況に関するデータの活用促進、虐待の早期発見・通告、保護・自立支援を円滑に行うための学校における対応徹底や研修の実施等

### 3. 新時代に対応した高等学校教育等の在り方について

#### (1) 基本的な考え方

- 高等学校には様々な背景を持つ生徒が在籍していることから、生徒の多様な能力・適性、興味・関心等に応じた学びを実現することが必要
- 高等学校における教育活動を、高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するためのものへと転換
- 社会経済の変化や令和4年度から実施される新しい高等学校学習指導要領を踏まえた高等学校の在り方の検討が必要
- 生徒が高等学校在学中に主権者の1人としての自覚を深めていく学びが求められていることを踏まえ、学びに向かう力の育成やキャリア教育の充実を図ることが必要
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を通じて再認識された高等学校の役割や価値を踏まえ、遠隔・オンラインと対面・オフラインの最適な組み合わせを検討

#### (2) 高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化

- ① **各高等学校の存在意義・社会的役割等の明確化（スクール・ミッションの再定義）**
  - 各設置者は、各学校の存在意義や期待される社会的役割、目指すべき学校像を明確化する形で再定義
- ② **各高等学校の入口から出口までの教育活動の指針の策定（スクール・ポリシーの策定）**
  - 各学校はスクール・ミッションに基づき、「育成を目指す資質・能力に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」「入学者の受入れに関する方針」の3つの方針（スクール・ポリシー）を策定・公表
  - 教育課程や個々の授業、入学者選抜等について組織的かつ計画的な実施とともに不断の改善が必要
- ③ **「普通教育を主とする学科」の弾力化・大綱化（普通科改革）**
  - 「普通教育を主とする学科」を置く各高等学校が、各設置者の判断により、学際的な学びに重点的に取り組む学科、地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科等を設置可能とする制度的措置
  - 新たな学科における教育課程においては、学校設定教科・科目や総合的な探究の時間を各年次にわたって体系的に開設、国内外の関係機関との連携・協働体制の構築、コーディネーターの配置
- ④ **産業界と一体となって地域産業界を支える革新的職業人材の育成（専門学科改革）**
  - 地域の産官学が一体となり将来の地域産業界の在り方を検討、専門高校段階での人材育成の在り方を整理、それに基づく教育課程の開発・実践、教師の資質・能力の向上と施設・整備の充実
  - 高等教育機関等と連携した先取り履修等の取組推進、3年間に限らない教育課程や高等教育機関等と連携した一貫した教育課程の開発・実施の検討
- ⑤ **新しい時代にこそ求められる総合学科における学びの推進**
  - 多様な開設科目という特徴を生かした教育活動を展開するため、教科・科目等とのつながりや2年次以降の学びとの接続を意識したカリキュラム・マネジメント、ICTの活用を伴った各高等学校のネットワーク化による他校の科目履修を単位認定する仕組みの活用、外部人材や地域資源の活用の推進
- ⑥ **高等教育機関や地域社会等の関係機関と連携・協働した高度な学びの提供**
  - 特色・魅力ある教育活動のため、地域社会や高等教育機関等の関係機関との連携・協働が必要
  - 各学校や地域の実情に応じ、コンソーシアムという形も含めて関係機関との連携・協働をコーディネートする体制を構築
  - 複数の高等学校が連携・協働して高度かつ多様なプログラムを開発・共有し、全国の高校生がこうした学習プログラムに参加することを可能とする取り組みの促進

#### (3) 定時制・通信制課程における多様な学習ニーズへの対応と質保証

- ① **専門スタッフの充実や関係機関との連携強化、ICTの効果的な活用等によるきめ細やかな指導・支援**
  - SC・SSW等の専門スタッフの充実や関係機関等との連携促進
  - 多様な学習ニーズに応じたICTを効果的に利活用した指導・評価方法の在り方等の検討
- ② **高等学校通信教育の質保証**
  - 通信教育実施計画の作成義務化、面接指導等実施施設の教育環境の基準や少人数による面接指導を基幹とすべきことの明確化、教育活動等に関する情報公開の義務化等による質保証の徹底

#### (4) STEAM教育等の教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成

- STEAMのAの範囲を芸術、文化のみならず、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲で定義し推進することが重要
- 文理の枠を超えて教科等横断的な視点に立って進めることが重要
- 小中学校での教科等横断的な学習や探究的な学習等を充実
- 高等学校においては総合的な探究の時間や理数探究を中心としてSTEAM教育に取り組むとともに、教科等横断的な視点で教育課程を編成し、地域や関係機関と連携・協働しつつ、生徒や地域の実態にあった探究学習を充実

#### (5) 高等専修学校の機能強化

- 国による教育カリキュラムの開発、地域・企業等との連携を通じた教育体制の構築支援、好事例の収集・分析・周知

## 4. 新時代の特別支援教育の在り方について

### (1) 基本的な考え方

- 特別支援教育への理解・認識の高まり、制度改正、通級による指導を受ける児童生徒の増加等、インクルーシブ教育の理念を踏まえた特別支援教育をめぐる状況は変化
- 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に推進

### (2) 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

- ① **就学前における早期からの相談・支援の充実**
  - 関係機関や外部専門家等との連携による人的体制の充実
  - 幼児教育の観点から特別支援教育を充実するため、教師や特別支援教育コーディネーター、特別支援教育支援員の資質向上に向けた研修機会の充実
  - 5歳児健診を活用した早期支援や、就学相談における情報提供の充実
- ② **障害のある子供の就学相談や学びの場の検討等の支援について**
  - 就学相談や学びの場の検討等を支援する教育支援資料の内容の充実
- ③ **小中学校における障害のある児童生徒の学びの充実**
  - 特別支援学級の児童生徒が、特別支援学級に加え、在籍する学校の通常の学級の一員としても活動する取組の充実、年間指導計画等に基づく教科学習の共同実施
  - チェックリストの活用等による通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の特性の把握・支援、在籍する学校で専門性の高い通級による指導を受けるための環境整備
  - 通級による指導の担当教師等の配置改善や指導体制の充実
  - 学校施設のバリアフリー化の推進に向けた学校設置者の取組支援
  - 通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった障害のある児童生徒の多様な学びの場の一層の充実・整備等
- ④ **特別支援学校における教育環境の整備**
  - ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発
  - 必要な最低基準としての特別支援学校の設置基準策定、教室不足の解消に向けた集中的な施設整備の取組推進
  - 特別支援学校のセンター的機能の充実や設置者を超えた学校間連携を促進する体制の在り方の検討
  - 知的障害者である児童生徒が各教科等において育むべき資質・能力を児童生徒に確実に身に付けさせる観点から、著作教科書（知的障害者用）を作成
  - 特別支援学校に在籍する児童生徒が、地域の学校に副次的な籍を置く取組の一層の普及推進
- ⑤ **高等学校における学びの場の充実**
  - 小中学校から高等学校への適切な引き継ぎを行い、個別の教育支援計画や指導計画の作成・活用による適切な指導・支援を実施
  - 通級による指導の充実や指導体制、指導方法など、高等学校における特別支援教育の充実、教師の資質向上のための研修
  - 本人や保護者が障害の可能性に気が付いていない場合の支援体制の構築
  - 卒業後の進路に対する情報の引継ぎなど、関係機関等の連携促進

### (3) 特別支援教育を担う教師の専門性向上

- ① **全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性**
  - 障害の特性等に関する理解や特別支援教育に関する基礎的な知識、個に応じた分かりやすい指導内容や指導方法の工夫の検討
  - 教師が必要な助言や支援を受けられる体制の構築、管理職向けの研修の充実
  - 都道府県において特別支援教育に係る資質を教員育成指標全般に位置づけるとともに、体系的な研修を実施
- ② **特別支援学級、通級による指導を担当する教師に求められる特別支援教育に関する専門性**
  - 個別の指導計画等の作成、指導、関係者間の連携の方法等の専門性の習得
  - OJTやオンラインなどの工夫による参加しやすい研修の充実、発達障害のある児童生徒に携わる教師の専門性や研修の在り方に関する具体的な検討
  - 小学校等教職課程において特別支援学校教職課程の一部単位の修得を推奨
  - 特別支援学校教諭免許取得に向けた免許法認定講習等の活用
- ③ **特別支援学校の教師に求められる専門性**
  - 幅広い知識・技能の習得、専門的な知見を活用した指導、複数障害が重複している児童生徒への対応
  - 広域での研修や人事交流の仕組みの構築、教員養成段階における内容の精選やコアカリキュラムの策定
  - 特別支援学校教諭免許状取得に向けた国による教育委員会への情報提供等の促進、免許法認定通信教育の実施主体の拡大検討

### (4) 関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実

- 関係機関等と家庭の連携、保護者も含めた情報共有、保護者支援のための連携体制の整備、障害の有無に関わらず全ての保護者に対する支援情報や相談窓口等の情報共有
- 地域の就労関係機関との連携等による早期からのキャリア教育の充実
- 特別支援教育を受けてきた子供の指導や合理的配慮の状況等の学校間での引き継ぎに当たり、統合型校務支援システムの活用などの環境整備を実施
- 個別の教育支援計画（教育）・利用計画（福祉サービス）・個別支援計画（事業所）・移行支援計画（労働）の一体的な情報提供・共有の仕組みの検討に向け、移行支援や就労支援における特別支援学校と関係機関との役割や連携の在り方などの検討
- 学校における医療的ケアの実施体制の構築、医療的ケアを担う看護師の人材確保や配置等の環境整備
- 学校に置かれる看護師の法令上の位置付け検討、中学校区における医療的ケア拠点校の設置検討



## 5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について

### (1) 基本的な考え方

- 外国人の子供たちが共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、関連施策の制度設計を行うことが必要
- キャリア教育や相談支援の包括的提供、母語・母文化の学びに対する支援が必要
- 日本人の子供を含め、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる取組

### (2) 指導体制の確保・充実

#### ① 日本語指導のための教師等の確保

- 日本語と教科を統合した学習を行うなど、組織的かつ体系的な指導が必要
- 日本語指導が必要な児童生徒への指導体制の充実
- 日本語指導・母語による支援等の専門スタッフの配置促進と支援体制の構築

#### ② 学校における日本語指導の体制構築

- 日本語指導の拠点となる学校の整備と、拠点校を中心とした指導体制の構築
- 集住・散在等、地域の実情を踏まえた体制構築の在り方の検討
- 拠点校方式等の指導体制構築や初期集中支援等の実践事例の周知

#### ③ 地域の関係機関との連携

- 教育委員会、首長部局、地域のボランティア団体、日本語教室等の関係機関との連携促進
- 特に、教員養成大学や外国人を雇用する企業等との連携

### (3) 教師等の指導力の向上、支援環境の改善

#### ① 教師等に対する研修機会の充実

- 「外国人児童生徒等教育を担う教師等の養成・研修モデルプログラム」の普及
- 日本語指導担当教師等が専門知識の習得を証明できる仕組みの構築

#### ② 教員養成段階における学びの場の提供

- 教員養成課程における外国人児童生徒等に関する内容の位置付けの検討

#### ③ 日本語能力の評価、指導方法・指導教材の活用・開発

- 「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」や外国人児童生徒等教育アドバイザーを活用した、日本語能力評価手法の普及促進
- 情報検索サイト「かすたねっと」に登録する教材等の充実や検索機能の充実、多言語により学校生活を紹介する動画コンテンツの作成・配信

#### ④ 外国人児童生徒等に対する特別な配慮等

- 障害のある外国人児童生徒等に対して、障害の状態等に応じたきめ細かい指導・支援体制の構築
- 障害のある外国人児童生徒等の在籍状況や指導・支援の状況把握

### (4) 就学状況の把握、就学促進

- 学齢期の子供を持つ外国人に対する、就学促進の取組実施
- 学齢簿の編製にあたり全ての外国人の子供の就学状況についても一体的に管理・把握するなど地方公共団体の取組促進、制度的な対応の在り方の検討
- 義務教育未修了の外国人について、公立中学校での弾力的な受入れや夜間中学の入学案内の実施促進

### (5) 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

- 外国人児童生徒等の進学・就職等の進路選択の支援
- 公立高等学校入学者選抜における外国人生徒等を対象とした特別の配慮（ルビ振り、辞書の持ち込み、特別定員枠の設置等）について、現状把握、情報共有による地方公共団体の取組促進
- 中学校・高等学校段階における進路指導・キャリア教育の取組促進
- 取出し方式による日本語指導の方法や制度的な在り方、高等学校版JSLカリキュラムの策定の検討
- 小・中・高等学校が連携し、外国人児童生徒等のための「個別の指導計画」を踏まえた必要な情報整理・情報共有の促進

### (6) 異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援

- 学校における異文化理解や多文化共生の考えが根付くような取組促進
- 異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実、教員養成課程における履修内容の充実
- 家庭を中心とした母語・母文化定着の取組の促進、学校内外や就学前段階における教育委員会・学校とNPO・国際交流協会等の連携による母語・母文化に触れる機会の獲得
- 幼児期の特性を踏まえた指導上の留意事項等の整理、研修機会の確保

## 6. 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について

### (1) 基本的な考え方

- ICTはこれからの学校教育を支える基盤的なツールとして必要不可欠であり、心身に及ぼす影響にも留意しつつ、日常的に活用できる環境整備が必要
- 今般の新型コロナウイルス感染症のための臨時休業等に伴う遠隔・オンライン教育等の成果や課題については、今後検証
- ICTは教師と児童生徒との具体的関係の中で、教育効果を考えて活用することが重要であり、活用自体が目的化しないよう留意する必要
- 対面指導の重要性、遠隔・オンライン教育等の実践による成果や課題を踏まえ、発達の段階に応じ、ICTを活用しつつ、教師が対面指導と家庭や地域社会と連携した遠隔・オンライン教育とを使いこなす（ハイブリッド化）ことで、個別最適な学びと協働的な学びを展開

### (2) ICTの活用や、対面指導と遠隔・オンライン教育とのハイブリッド化による指導の充実

#### ① ICTの日常的な活用による授業改善

- ICTを日常的に活用できる環境を整え、「文房具」として自由な発想で活用できるようにし、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に生かす

#### ② 学習履歴（スタディ・ログ）など教育データを活用した個別最適な学びの充実

- データ標準化等の取組を加速
- 個々の児童生徒の知識・技能等に関する学習計画及び学習履歴等のICTを活用したPDCAサイクルの改善や、円滑なデータの引き継ぎにより、きめ細かい指導や学習評価の充実、学習を改善
- 全国の学校でCBTを活用した学習診断などができるプラットフォームの構築
- 学校現場における先端技術の効果的活用に向けた活用事例等の整理・周知

#### ③ 全国的な学力調査のCBT化の検討

- 全国学力・学習状況調査のCBT化について専門的・技術的な観点から検討を行うとともに、小規模から試行・検証に取り組み、段階的に規模・内容を拡張・充実

#### ④ 教師の対面指導と遠隔授業等を融合した授業づくり

- 発達の段階に応じて、学校の授業時間内において、対面指導に加え、目的に応じ遠隔授業やオンデマンドの動画教材等を取り入れた授業モデルの展開

#### ⑤ 高等学校における遠隔授業の活用

- 同時双方向型の遠隔授業について、単位数の算定、対面により行う授業の実施等の要件を見直し、対面指導と遠隔授業を融合させた柔軟な授業方法を可能化

#### ⑥ デジタル教科書・教材の普及促進

- 学習者用デジタル教科書の効果・影響について検証しつつ、使用の基準や教材との連携等も含め、学びの充実の観点から今後の在り方等について検討
- 令和6年度の小学校用教科書改訂までの間においても、紙との併用が可能な環境下で学習者用デジタル教科書・教材の使用が着実に進むよう普及促進を図る

#### ⑦ 児童生徒の特性に応じたきめ細かな対応

- 不登校児童生徒、障害のある児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒を支援しやすい環境の構築に向け、統合型校務支援システムの活用や帳票の共通化等により、個別の支援計画等の作成及び電子化を推進
- 遠隔技術等を用いた相談・指導の実施、ICTを活用した学習支援、デジタル教材等の活用を推進
- 障害のある児童生徒に対する遠隔技術を活用した自立活動支援に係る実践的研究

#### ⑧ ICT人材の確保

- 企業、大学等と連携し、地方公共団体がGIGAスクールサポーター、ICT支援員等のICT人材を確保しやすい仕組みの構築、人材確保・活用事例の全国展開
- 事務職員に対するICTに関する研修等の充実
- 教育委員会において、外部人材の活用も含めたICTの専門家の意思決定を伴う立場への配置促進、ICT活用教育アドバイザーの活用推進

### (3) 特例的な措置や実証的な取組等

#### ① 臨時休業時等に学校と児童生徒等の関係を継続し学びを保障するための取組

- 感染症や自然災害等により、児童生徒等がやむを得ず登校できない場合における、学校の教育活動の継続、学びの保障の着実な実施に向けた制度的な措置等の検討・整理

#### ② 学校で学びたくても学べない児童生徒への遠隔・オンライン教育の活用

- 学校で学びたくても学べない児童生徒（病気療養、不登校等）に対し、遠隔・オンライン教育を活用した学習を出席扱いとする制度や、成績評価ができる制度の活用促進に向けた好事例の周知、制度の活用状況の分析、より適切な方策の検討

#### ③ 個々の才能を存分に伸ばせる高度な学びの機会など新たな学びへの対応

- 特異な才能のある児童生徒に対し、大学や研究機関等の社会の多様な人材・リソースを活用したアカデミックな知見を用いた指導に係る実証的な研究開発を推進
- 義務教育段階において、教科等の特質を踏まえつつ、教科等ごとの授業時数の配分について一定の弾力化が可能となる制度を設ける
- 特別な配慮を要する児童生徒に対し、特別の教育課程を編成し、学校外での受講も可能とする遠隔教育を行う特例的な措置を講じ、対面指導と遠隔教育とを最適に組み合わせた指導方法の研究開発を実施
- 高等学校段階において、家庭における同時双方向型オンライン学習を授業の一部として特例的に認め、対面指導と遠隔・オンライン教育とのハイブリッド化を検討

## 7. 新時代の学びを支える環境整備について

### (1) 基本的な考え方

- 全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現し、教育の質の向上を図るとともに、新たな感染症や災害の発生等の緊急時であっても全ての子どもたちの学びを保障するため、「GIGAスクール構想」の実現を前提とした新しい時代の学びを支える学校教育の環境整備を図る

### (2) 新時代の学びを支える教室環境等の整備

- 「1人1台端末」や遠隔・オンライン教育に適合した教室環境や教師のICT環境の整備
- 学校図書館における図書の実用を含む環境整備など既存の学校資源の活用促進
- 「新しい生活様式」も踏まえ健やかに学習できる衛生環境の整備やバリアフリー化

### (3) 新時代の学びを支える指導体制等の計画的な整備

- 「1人1台端末」の活用等による児童生徒の特性・学習定着度等に応じたきめ細かな指導の充実や、「新しい生活様式」を踏まえた身体的距離の確保に向け、少人数によるきめ細かな指導体制や小学校高学年からの教科担任制の在り方等の検討を進め、新時代の学びを支える指導体制や必要な施設・設備を計画的に整備

### (4) 学校健康診断の電子化と生涯にわたる健康の保持増進への活用

- 学校健康診断及びその結果の電子化の促進は、心身の状況の変化への早期の気付きや、エビデンスに基づく個別最適な指導・支援の充実等のほか、働き方改革にも有効
- PHR (Personal Health Record) の一環として、学齢期の健康診断情報を電子化し、生涯にわたる健康づくり等への活用に向けた環境整備

## 8. 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について

### (1) 基本的な考え方

- 少子高齢化や人口減少等により子どもたちを取り巻く状況が変化しても、持続的で魅力ある学校教育が実施できるよう、学校配置や施設の維持管理、学校間の連携の在り方について検討が必要

### (2) 児童生徒の減少による学校規模の小規模化を踏まえた学校運営

#### ① 公立小中学校等の適正規模・適正配置等について

- 教育関係部局と首長部局との分野横断的な検討体制のもと、新たな分野横断的実行計画の策定等により教育環境の向上とコスト最適化
- 義務教育学校化を含む地方公共団体内での統合、分校の活用、近隣の地方公共団体との組合立学校の設置等による学校・学級規模の確保
- 少人数を生かしたきめ細かな指導の充実、ICTを活用した遠隔合同授業等による小規模校のメリット最大化・デメリット最小化

#### ② 義務教育学校制度の活用等による小中一貫教育の推進

- 小中一貫教育の優良事例の発掘、横展開

#### ③ 中山間地域や離島などに立地する学校における教育資源の活用・共有

- 中山間地域や離島等の高校を含めたネットワークを構築し、ICTも活用してそれぞれが強みを有する科目の選択的履修を可能とし、小規模校単独ではなし得ない教育活動を実施

### (3) 地域の実態に応じた公的ストックの最適化の観点からの施設整備の促進

- 子どもたちの多様なニーズに応じた施設機能の高機能化・多機能化、防災機能強化
- 地域の実態に応じ、小中一貫教育の導入や学校施設の適正規模・適正配置の推進、長寿命化改良、他の公共施設との複合化・共用化など、個別施設計画に基づく計画的・効率的な施設整備

## 9. Society5.0時代における教師及び教職員組織の在り方について

### (1) 基本的な考え方

- AIやロボティクス、ビッグデータ、IoTといった技術が発展したSociety5.0時代の到来に対応し、教師の情報活用能力、データリテラシーの向上が一層重要
- 教師や学校は、変化を前向きに受け止め、求められる知識・技能を意識し、継続的に新しい知識・技能を学び続けていくことが必要であり、教職大学院が新たな教育課題や最新の教育改革の動向に対応できる実践力を育成する役割を担うことも大いに期待
- 多様な知識・経験を持つ人材との連携を強化し、そういった人材を取り込むことで、社会のニーズに対応しつつ、高い教育力を持つ組織となる必要がある

### (2) 教師のICT活用指導力の向上方策

- 国で作成されたICTを活用した学習場面や各教科等の指導におけるICT活用に係る動画コンテンツについて、教職課程の授業における活用を促進
- 教職課程において各教科に共通して修得すべきICT活用指導力を総論的に修得できるように新しく科目を設けることや、教職実践演習において模擬授業などのICTを活用した演習を行うこと等について検討し、教職課程全体を通じた速やかな制度改正等が必要
- 教師のICT活用指導力の充実に向けた取組について大学が自己点検評価を通じて自ら確認することや、国において大学の取組状況のフォローアップ等を通じて、大学が実践的な内容の授業を確実に実施できる仕組みの構築
- 都道府県教育委員会等が定める教師の資質・能力の育成指標における、ICT活用指導力の明確化等による都道府県教育委員会等の研修の体系的かつ効果的な実施
- 教師向けオンライン研修プログラムの作成など、研修コンテンツの提供や都道府県における研修の更なる充実
- 教員研修等におけるICT機器の積極的な使用やオンラインも含めた効果的な実施

### (3) 多様な知識・経験を有する外部人材による教職員組織の構成等

- 「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、地域の人的資源等を活用し、学校教育を社会との連携の中で実現
- 社会教育士を活用し、学校と地域が連携した魅力的な教育活動の企画・実施
- 社会人等の勤務と学修時間の確保の両立に向けた、教職特別課程における修業年限の弾力化等による制度活用の促進
- 従来の特別免許状とは別に、より短期の有効期間で柔軟に活用できる免許状の授与等により、多様な人材が参画できる柔軟な教職員組織の構築

### (4) 教員免許更新制の実質化について

- 教員免許更新制が現下の情勢において、子供たちの学びの保障に注力する教師や迅速な人的体制の確保に及ぼす影響の分析
- 教員免許更新制や研修を巡る制度に関する包括的検証の推進により、必要な教師数の確保とその資質・能力の確保が両立できるような在り方の総合的検討

### (5) 教師の人材確保

- 教師の魅力を発信する取組の促進、学校における働き方改革の取組や教職の魅力向上策の国による収集・発信や、民間企業等に就職した社会人等を対象とした、教職に就くための効果的な情報発信
- 教員免許状を持つものの教職への道を諦めざるを得なかった就職氷河期世代等が円滑に学校教育に参画できる環境整備
- 高い採用倍率を維持している教育委員会の要因の分析・共有等による、中長期的視野からの計画的な採用・人事の推進

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）

▶ 教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す羅針盤となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う営み

【社会の現状や変化】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大
- ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化
- ・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）
- ・少子化・人口減少や高齢化
- ・グローバル化・地球規模課題
- ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素）
- ・共生社会・社会的包摂
- ・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング）
- ・18歳成年・子ども基本法 等

第3期計画期間中の成果

- ・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善
- ・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備
- ・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等

第3期計画期間中の課題

- ・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞
- ・不登校・いじめ重大事態等の増加
- ・学校の長時間勤務や教師不足
- ・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化
- ・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷
- ・博士課程進学率の低さ 等

次期計画のコンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく
- ・社会課題の解決を、経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要
- ・Society5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上

- ・多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方
- ・幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協調的幸福と獲得的幸福のバランスを重視
- ・日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

今後の教育政策に関する基本的な方針

①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、大学教育の質保証
- ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進
- ・グローバル化の中で留学等国際交流や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進
- ・リカレント教育を通じた高度人材育成

②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応
- ・支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視、地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性（DE&I）ある共生社会の実現に向けた教育を推進
- ・ICT等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上

人生100年時代に複線化する生涯にわたって学び続ける学習者

③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館等の社会教育施設の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化
- ・生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる

④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

DXに至る3段階（電子化→最適化→新たな価値(DX)）において、第3段階を見据えた、第1段階から第2段階への移行の着実な推進

GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進

教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、教育データの分析・利活用の推進

デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、ICT環境の整備、経済状況等によらない学び確保

NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保

各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等

## 今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

### 教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

- ・客観的な根拠を重視した教育政策のPDCAサイクルの推進
- ・データ等を分析し、企画立案等を行うことのできる行政職員の育成
- ・調査結果（定量・定性調査）に基づく多様な関係者の対話を通じた政策・実践の改善
- ・教育データ（ビッグデータ）の分析に基づいた政策の評価・改善の促進

### 教育投資の在り方

「人への投資」は成長の源泉であり、成長と分配の好循環を生み出すため、教育への効果的投資を図る必要。**未来への投資としての教育投資**を社会全体で確保。**公教育の再生**は少子化対策と経済成長実現にとっても重要であり、取組を推進する。

#### ①教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進

- ・幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金による授業料支援、高等教育の修学支援新制度等による教育費負担軽減を着実に実施
- ・高等教育の給付型奨学金等の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大等

#### ②各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備

- ・GIGAスクール構想の推進、学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援の一体的推進
- ・国立大学法人運営費交付金・私学助成の適切な措置、成長分野への転換支援の基金創設
- ・リカレント教育の環境整備、学校施設・大学キャンパスの教育研究環境向上と老朽化対策等

OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保

## 今後5年間の教育政策の目標と基本施策

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
1. 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実</li> <li>○新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施</li> <li>○幼児教育の質の向上 ○高等学校教育改革 ○大学入学者選抜改革</li> <li>○学修者本位の教育の推進 ○文理横断・文理融合教育の推進</li> <li>○キャリア教育・職業教育の推進 ○学校段階間・学校と社会の接続の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・OECDのPISAにおける世界トップレベル水準の維持・到達</li> <li>・授業の内容がよく分かる、勉強は好きと思う児童生徒の割合</li> <li>・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合</li> <li>・高校生・大学生の授業外学修時間</li> <li>・PBL（課題解決型学習）を行う大学等の割合</li> <li>・職業実践力育成プログラム（BP）の認定課程数</li> </ul>
2. 豊かな心の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道徳教育の推進 ○発達支持的生徒指導の推進 ○いじめ等への対応、人権教育</li> <li>○児童生徒の自殺対策の推進 ○体験・交流活動の充実 ○読書活動の充実</li> <li>○伝統や文化等に関する教育の推進 ○文化芸術による子供の豊かな心の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合</li> <li>・人が困っている時は進んで助けたいと思う児童生徒の割合</li> <li>・自然体験活動に関する行事に参加した青少年の割合</li> </ul>
3. 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校保健、学校給食・食育の充実 ○生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化</li> <li>○運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実</li> <li>○アスリートの発掘・育成支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝食を欠食する児童生徒の割合</li> <li>・1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合</li> <li>・卒業後にもスポーツをしたいと思う児童生徒の割合</li> </ul>
4. グローバル社会における人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本人学生・生徒の海外留学の推進 ○外国人留学生の受入れの推進</li> <li>○高等学校・高等専門学校・大学等の国際化 ○外国語教育の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本人学生派遣50万人、外国人留学生受入れ40万人（2033まで）</li> <li>・英語力について、中・高卒業段階で一定水準を達成した割合</li> </ul>
5. イノベーションを担う人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○探究・STEAM教育の充実 ○大学院教育改革 ○高等専門学校の高度化</li> <li>○理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進</li> <li>○起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進 ○大学の共創拠点化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修士入学者数に対する博士入学者数の割合</li> <li>・自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合</li> <li>・大学等における起業家教育の受講者数</li> </ul>
6. 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子供の意見表明 ○主権者教育の推進 ○消費者教育の推進</li> <li>○持続可能な開発のための教育（ESD）の推進 ○男女共同参画の推進</li> <li>○環境教育の推進 ○災害復興教育の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合</li> <li>・学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合</li> </ul>

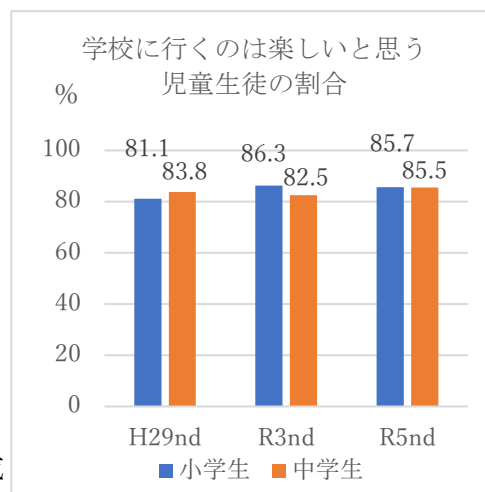
教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
7. 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援教育の推進</li> <li>○不登校児童生徒への支援の推進</li> <li>○ヤングケアラーの支援</li> <li>○子供の貧困対策</li> <li>○海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進</li> <li>○特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援</li> <li>○大学等における学生支援</li> <li>○夜間中学の設置・充実</li> <li>○高校定時制・通信制課程の質の確保・向上</li> <li>○高等専修学校の教育の推進</li> <li>○日本語教育の充実</li> <li>○障害者の生涯学習の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成状況</li> <li>・学校内外で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合</li> <li>・不登校特例校の設置数</li> <li>・夜間中学の設置数</li> <li>・日本語指導が必要な児童生徒で指導を受けている者の割合</li> <li>・在留外国人数に占める日本語教育機関等の日本語学習者割合</li> </ul>
8. 生涯学び、活躍できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実</li> <li>○働きながら学べる環境整備</li> <li>○リカレント教育のための経済支援・情報提供</li> <li>○現代的・社会的課題に対応した学習</li> <li>○女性活躍に向けたリカレント教育の推進</li> <li>○高齢者の生涯学習の推進</li> <li>○リカレント教育の成果の適切な評価・活用</li> <li>○生涯を通じた文化芸術活動の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この1年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合</li> <li>・この1年くらいの間の学修を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている等と回答した者の割合</li> <li>・国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動への参加割合</li> </ul>
9. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進</li> <li>○家庭教育支援の充実</li> <li>○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ・スクールを導入している公立学校数</li> <li>・学校に対する保護者や地域の理解が深まったと認識する学校割合</li> <li>・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の住民等参画状況</li> </ul>
10. 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会教育施設の機能強化</li> <li>○社会教育人材の養成・活躍機会拡充</li> <li>○地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知識・経験等を地域や社会での活動に生かしている者の割合</li> <li>・社会教育士の称号付与数</li> <li>・公民館等における社会教育主事有資格者数</li> </ul>
11. 教育DXの推進・デジタル人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1人1台端末の活用</li> <li>○児童生徒の情報活用能力の育成</li> <li>○教師の指導力向上</li> <li>○校務DXの推進</li> <li>○教育データの標準化</li> <li>○教育データ分析・利活用</li> <li>○デジタル人材育成の推進（高等教育）</li> <li>○社会教育分野のデジタル活用推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の情報活用能力（情報活用能力調査能力値）</li> <li>・教師のICT活用指導力</li> <li>・ICT機器を活用した授業頻度</li> <li>・数理・データサイエンス・AI教育プログラム受講対象学生数</li> </ul>
12. 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進</li> <li>○教師の養成・採用・研修の一体的改革</li> <li>○ICT環境の充実</li> <li>○地方教育行政の充実</li> <li>○教育研究の質向上に向けた基盤の確立（高等教育段階）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教師の在校等時間の短縮</li> <li>・特別免許状の授与件数</li> <li>・教員採用選考試験における優れた人材確保のための取組状況</li> <li>・児童生徒1人1台端末の整備状況</li> <li>・ICT支援員の配置人数</li> <li>・大学における外部資金獲得状況</li> <li>・大学間連携に取り組む大学数</li> </ul>
13. 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育費負担の軽減に向けた経済的支援</li> <li>○へき地や過疎地域等における学びの支援</li> <li>○災害時における学びの支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税非課税世帯等の子供の大学等進学率</li> <li>・経済的理由による高等学校・大学等の中退者数・割合</li> <li>・高等学校の学びの質向上のための遠隔教育における実施科目数</li> </ul>
14. NPO・企業・地域団体等との連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>○NPOとの連携</li> <li>○企業との連携</li> <li>○スポーツ・文化芸術団体との連携</li> <li>○医療・保健機関との連携</li> <li>○福祉機関との連携</li> <li>○警察・司法との連携</li> <li>○関係省庁との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場見学・職業体験・就業体験活動の実施の割合</li> <li>・都道府県等の教育行政に係る法務相談体制の整備状況</li> </ul>
15. 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校施設の整備</li> <li>○学校における教材等の充実</li> <li>○私立学校の教育研究基盤の整備</li> <li>○文教施設の官民連携</li> <li>○学校安全の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立小中学校や国立大学等の施設の老朽化対策実施率</li> <li>・私立学校施設の耐震化率</li> <li>・学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の件数</li> </ul>
16. 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各ステークホルダー（子供含む）からの意見聴取・対話</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供含む）の意見の聴取・反映の状況の改善</li> </ul>

## 第 2 次福岡市教育振興基本計画の振り返りについて

### 1 全体

令和元年 6 月に第 2 次福岡市教育振興基本計画を策定した直後から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会全般にわたって対策が講じられ学校教育においても臨時休業措置をはじめとした様々な制約を余儀なくされるなど、計画策定時には想定できなかった多大な影響が生じた。

そのような中においても、感染拡大の防止と学びの継続の両立に向けてオンライン授業や動画教材を活用するなど様々な取組みを行い、「学校に行くのは楽しいと思う」<sup>1</sup>と回答した児童生徒の割合は平成 29 年度より上昇している。



### 2 分野別の振り返り

#### (1) 学びの姿・学力

##### 【主な取組み・現状】

- コロナ下における学びの保障と児童生徒の個に応じた学習の実現に向けて、1 人 1 台端末の早期導入や児童生徒数に応じた通信回線の整備など ICT 環境の整備を推進した。
- 小中学校全学年で 35 人以下学級の実施により、きめ細かな指導の充実を図った。
- 学習指導員の配置やふれあい学び舎事業などの実施により、学習意欲の向上と学習内容の定着を支援した。
- 小学校 5、6 年生、中学校、特別支援学校にネイティブスピーカーを派遣し、小学校 3、4 年生にゲストティーチャーを配置することで、児童生徒の英語によるコミュニケーション力の向上を図った。
- 公立夜間中学校「福岡きぼう中学校」を開校した。
- 「協働的な学習の状況」<sup>2</sup>は目標値に達し、「児童生徒の授業内容に関する理解度」<sup>3</sup>のうち、国語は初期値より上昇しているが、算数・数学は初期値と同程度で推移。「学力の状況」<sup>4</sup>は中学 3 年生の数学は初期値より上昇しているが、それ以外は低下している。

<sup>1</sup> 「学校に行くのは楽しいと思う」に肯定的に回答した児童生徒の割合（生活習慣・学習定着度調査）  
平成 29 年度は小 4、小 5、中 1、中 2 が対象。令和 3 年度以降は全学年が対象

<sup>2</sup> 「友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができる」に肯定的に回答した児童生徒の割合（生活習慣・学習定着度調査）

<sup>3</sup> 「国語、算数・数学の授業の内容がよくわかるか」に肯定的に回答した児童生徒の割合（生活習慣・学習定着度調査）

<sup>4</sup> 国語、算数・数学の正答率が全国平均正答率を上回っている児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）



- 「生徒の英語能力の状況」<sup>5</sup>は初期値から若干低下しているが、全国平均を大きく上回っている。

### 【課題や求められていること】

- 児童生徒一人ひとりの課題に応じた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、主体的・対話的で深い学びを実現する授業への転換が求められていることから、教員が子どもの学びを支える伴走者としての役割を担っていくとともに、指導方法の改善や指導力の向上、ICT環境のさらなる充実や教育データの活用が必要
- 全国学力・学習状況調査等の結果を分析し、学校全体の課題として共有し、全教科での授業改善に生かしていくことが必要
- 日本語指導が必要な児童生徒が年々増加しており、適切な支援が行き届く指導体制等の充実が必要

## (2) 豊かな心・健やかな体

### 【主な取組み・現状】

- 学校司書の配置や学校図書館支援センターによる専門的支援により読書活動を推進した。
- 小学校では「夢の課外事業」や「職業探求プログラム」を、中学校では「未来を切り拓くワークショップ」や「職場体験学習」を実施し、職業的・社会的自立の基礎となる資質・能力の育成を図った。
- 令和3年度から再開した自然教室により自然体験活動に取り組むとともに、改訂した人権教育指導の手引きに基づき各学校において人権教育を計画的に推進し、豊かな心の育成を図った。
- 授業の充実等に向けて、学校水泳指導における民間プールの活用モデル事業を実施した。
- 児童生徒の「自尊感情の状況」<sup>6</sup>や「規範意識の状況」<sup>7</sup>は概ね向上し、「思いやりや人権意識の状況」<sup>8</sup>については目標値に達したが「児童生徒の将来の夢や目標の状況」<sup>9</sup>は初期値より低下している。
- 児童生徒の「読書活動への意識」<sup>10</sup>は初期値より低下し、「1か月の読書量」は初期値と同程度で推移している。
- 「体力運動能力の状況」<sup>11</sup>については、小学校は初期値と同程度で推移し、中学校では初期値より低下。「運動習慣の状況」<sup>12</sup>は小中学校ともに初期値より低下している。

---

<sup>5</sup> 英検3級相当以上の中学3年生の割合（英検I B A）

<sup>6</sup> 「自分にはよいところがあると思う」に肯定的に回答した児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）

<sup>7</sup> 「学校のきまりを守っている」に肯定的に回答した児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）

<sup>8</sup> 「人が困っているときに助けています」に肯定的に回答した児童生徒の割合（生活習慣・学習定着度調査）

<sup>9</sup> 「将来に夢や目標を持っていますか」に肯定的に回答した児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）

<sup>10</sup> 「読書が好きですか」に肯定的に回答した児童生徒の割合（生活習慣・学習定着度調査）

<sup>11</sup> 総合得点の全国平均を50とした場合の福岡市の児童生徒の値（体力・運動能力調査）

<sup>12</sup> 「1週間の総運動時間が60分未満」の児童生徒の割合（体力・運動能力調査）

### 【課題や求められていること】

- 学校での人権教育の組織的・計画的な取り組みや、教員の人権意識及び指導力の向上を図ることが必要
- 各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育を推進するため、児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を育成する取り組みが必要
- 読書活動への意識の向上を図るため、児童生徒が年齢や発達段階に応じて読書に親しめる環境の整備が必要
- 運動が苦手な児童生徒も運動習慣の形成ができるよう、運動の楽しさやできる喜びを体感できる取り組みが必要

### (3) いじめ・不登校

#### 【主な取り組み・現状】

- 積極的な認知が進んだことによりいじめの認知件数は増加し、コロナ下による生活リズムの乱れ等により不登校児童生徒数は増加している。
- いじめや不登校の未然防止・早期発見のため Q-U アンケートを小中学校の全学年に拡大するとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフの配置拡充、教育支援員の配置、SNS の活用など教育相談・支援体制を充実した。
- 問題行動等の未然防止、早期発見を図るため、学校ネットパトロールによるネット上の問題のある書き込み等への対応を実施した。
- 多様な学びの場を確保するため、教育支援センター（校外適応指導教室）を増設して全区に設置するとともに、令和7年度の「学びの多様化学校」の開校に向けた教育課程等の検討や施設の整備に取り組んでいる。
- 児童生徒の「いじめに対する意識」<sup>13</sup>は目標達成に向けて順調に推移しているが、「不登校児童生徒の復帰率」は初期値より低下しており、復帰までに期間を要するケースが増加している。

### 【課題や求められていること】

- いじめの未然防止、積極的な認知と早期の組織的対応、関係機関等との連携など、いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底が必要
- 多様化する不登校の要因や背景、支援ニーズを把握し、多様な学びの場を確保するなど個々の児童生徒に応じた適切な支援を講じる必要がある

### (4) 特別支援教育

#### 【主な取り組み・現状】

- 特別な支援を要する児童生徒数は増加傾向にあり、特別支援学校高等部の新設、特別支援学級及び通級指導教室の増級や難聴の児童生徒の聴こえを補う補助装置の導入など環

---

<sup>13</sup> 「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」に肯定的に回答した児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）

境整備を進めるとともに、学校生活支援員の配置拡充やスクールバスの増便・乗車対象の拡大などニーズに応じた支援の充実に取り組んだ。

- 看護師を配置し、小中学校で医療的ケアが必要な児童生徒を受け入れるとともに、保護者の負担軽減のため試行的に通学支援を開始した。
- 「児童生徒への個別の支援」<sup>14</sup>、「組織的な支援体制の充実」<sup>15</sup>は初期値より上昇。「就労率<sup>16</sup>」については、5月時点で就労を希望した生徒が対象であるが、進路希望が多様化し、職場実習の結果、就労移行支援事業所等に進み、数年後の就労を目指すなど進路を変更する生徒が増加しており、初期値より低下している。

#### 【課題や求められていること】

- 特別な支援を要する児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備や、個に応じた適切な指導・支援の充実が必要
- 就労を希望する生徒の就労実現や就労した生徒の定着率向上に向けた更なる取組みが必要

### (5) 高校教育

#### 【主な取組み・現状】

- 大学との連携など各学校の特色に応じた教育活動を推進。受験生の多様なニーズに応えるために特色化選抜を導入した。
- 専門学科を有する高等学校について、有識者会議を設置し、育成する人材、設置学科、教育内容等のあり方について検討を開始した。
- 「志願倍率の状況」<sup>17</sup>は初期値より低下しているが、「進路希望の実現に対する満足度(生徒)」は初期値を超え9割近い数値となっている。

#### 【課題や求められていること】

- 保護者や受験生のニーズに応えるため、各校の教育活動・内容の魅力をさらに高める取組みが必要
- 専門学科を有する高等学校については、果たすべき役割や求められる機能等について引き続き検討を進めていくことが必要

---

<sup>14</sup> 「個別の教育支援計画及び個別の指導計画に沿った支援が行われているとともに、適切に引き継ぎができていないか」に「はい」と回答した教員の割合(教育委員会調査)

<sup>15</sup> 「校内支援委員会で具体的な支援方法が決定されているか」に「はい」と回答した教員の割合(教育委員会調査)

<sup>16</sup> 知的障がい特別支援学校高等部3年生で就労を希望している生徒(5月時点)の卒業時における、一般企業と就労継続支援A型事業所への就労率

<sup>17</sup> 志願倍率が県立高等学校平均倍率未満の学科数(全14学科)

## (6) 教育環境整備

### 【主な取組み・現状】

- 「福岡市学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的な改修の実施や建替えに着手するとともに、児童生徒数が増加した学校施設の増築、定期点検に基づく校舎や附帯設備の整備に取り組み、教育環境の維持を図っている。
- 小中学校の特別教室の空調整備を完了するとともに、トイレの洋式化については計画的に実施しており、目標達成に向けて着実に進捗している。
- 学校規模適正化については、「福岡市立小・中学校の学校規模適正化に関する実施方針」に基づき、学校の分離新設や増築など、教育環境の課題解決に向けた取組みを推進している。
- 「福岡市通学路交通安全対策プログラム」に基づき、通学路の点検・安全対策を実施するとともに、スクールガードによる登下校の見守りを実施した。
- 「子どもを地域ではぐくむという意識の状況」<sup>18</sup>については、初期値より低下している。

### 【課題や求められていること】

- 学校施設の計画的な改修・建替え、学校規模の適正化など、安心して学習できる良好な教育環境の整備が必要
- 登下校時及び放課後における児童生徒の交通事故等を減少させるため、原因を分析し、児童生徒に対する交通安全教室を実施するなど安全対策に継続的に取り組むことが必要

## (7) 学校と地域・家庭の連携

### 【主な取組み・現状】

- 学生サポーター制度の活用や学校サポーター会議の活動を継続実施するとともに、学校の情報を公開するため学校ホームページの充実に取り組んだ。
- 家庭の教育力向上に向けてPTAと連携した事業やNPOと協働した不登校児童生徒の保護者を支援する事業等を実施するとともに、地域において自主的・組織的に学習活動に取り組む団体の育成・支援に取り組んだ。
- 「学校情報の公開状況」<sup>19</sup>は初期値より上昇。「地域人材の活用」<sup>20</sup>については初期値より低下している。
- 「基本的生活習慣の育成に対する意識」<sup>21</sup>は初期値より低下している。

### 【課題や求められていること】

- 学校の情報をより分かりやすく積極的に発信し、家庭・地域等へ情報を伝えるとともに、地域全体で子どもたちを育む学校づくりが必要

---

<sup>18</sup> 「地域の人たちは子どもたちの登下校時や道であったときに声かけをしているか」に肯定的に回答した教員・保護者の割合(教育意識調査)

<sup>19</sup> 「学校ホームページなどで学校情報を積極的に公開しているか」に肯定的に回答した教員・保護者の割合(教育意識調査)

<sup>20</sup> 「地域の人材や施設などを活かした教育を工夫している」に肯定的に回答した教員の割合(教育意識調査)

<sup>21</sup> 「家庭で子どもに対して早寝早起きなどの規則正しい生活をさせているか」に肯定的に回答した保護者の割合(教育意識調査)

## (8) 教職員

### 【主な取り組み・現状】

- 資質ある優秀な人材の確保のため、近隣大学と連携し、教員養成に取り組むとともに、実践力を重視した特別選考を実施した。
- 部活動指導員やスクール・サポート・スタッフなど多様な支援スタッフの配置・拡充や、自動音声メッセージ機能付き電話の整備、学校の庶務事務システムの構築、デジタル採点システム・高機能複合機の導入を行うとともに、11時間の勤務間インターバル制度の導入による意識改革に取り組むなど、教員の負担軽減を図った。
- 教員の資質・能力の向上のため、「福岡市教員育成指標」に基づき経験年数に応じた研修やICT活用指導力の向上に向けた研修等を実施するとともに、モデル校においてICTを活用した教育実践事例を創出し、全校に展開した。
- 「教員採用試験の受験者の状況(教員採用試験の競争率)」は初期値より低下しているが、「教員が子どもと向き合う時間の確保の状況」<sup>22</sup>については、初期値より上昇している。
- 不祥事防止に関する研修を全学校で実施しており、「倫理意識の状況」<sup>23</sup>は、初期値より上昇している。

### 【課題や求められていること】

- 全国的に採用倍率が低下する中、教師の役割の変化も踏まえ、教員の養成・採用手法の改善を図っていく必要がある。また、新卒者・若年者の増加を踏まえ現場における実践力の育成や育児休業増加に対応する環境整備が必要
- 教員の時間外在校等時間の状況は一定程度改善したが、依然として長時間勤務の教員が多い実態があるため、引き続き「福岡市立学校働き方改革推進プログラム」に基づく教員の負担軽減に取り組み、教員が子どもと向き合う時間や自らの業務を磨く時間を確保できる環境づくりが必要
- 教員が時代の変化に応じて求められる資質・能力を身に付けることができるよう、継続的に新しい知識・技能を学び続けることができる環境づくりが必要
- 依然として、懲戒免職事案が生じており、コンプライアンスの推進に向けて、引き続き、教職員一人ひとりの当事者意識の向上と、学校と教育委員会が一体となった不祥事防止の取り組みの推進が必要

---

<sup>22</sup> 「教員が子どもと接する時間が確保されているか」に肯定的に回答した教員の割合(教育意識調査)

<sup>23</sup> 「公務員倫理や服務義務について、十分に理解している」に「そう思う」と回答した教職員の割合(教育委員会調査)

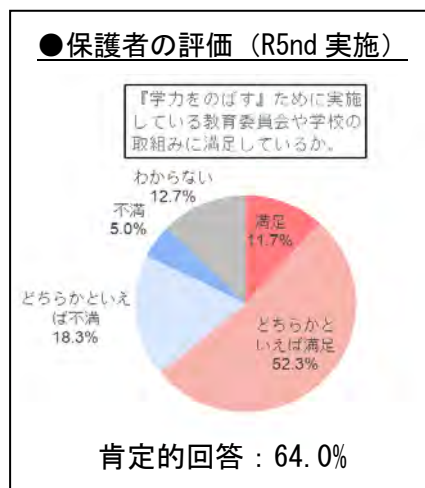
## 第 2 次福岡市教育振興基本計画の振り返り（施策個票）

施策 1	確かな学力の向上	P1
施策 2	豊かな人権感覚と道徳性の育成	P2
施策 3	健やかな体の育成	P3
施策 4	いじめ・不登校等の未然防止・早期対応	P4
施策 5	特別支援教育の推進	P5
施策 6	魅力ある高校教育の推進	P6
施策 7	グローバル社会を生きるキャリア教育の推進	P7
施策 8	読書活動の推進	P8
施策 9	チーム学校による組織力の強化	P9
施策 10	学校と家庭・地域等の連携強化	P10
施策 11	素質ある優秀な人材の確保	P11
施策 12	教職員の資質・能力の向上・活性化	P12
施策 13	コンプライアンスの推進	P13
施策 14	安心して学ぶことができる教育環境の整備	P14
施策 15	教員が子どもと向き合う環境づくり	P15
施策 16	子どもの安全確保に向けた取組みの推進	P16
施策 17	家庭・地域等における教育の推進	P17

# 施策 1 確かな学力の向上

## ●主な取組み

- ・小中学校の全学年で 35 人以下学級を本格実施 (R4nd～)
- ・学習指導員の配置 (R5nd～)
- ・小学校で放課後補充学習を行う「ふれあい学び舎事業」を実施 (H28nd～※R2～4nd は休止。R5nd 再開)
- ・全市立学校の普通教室に無線 LAN 環境、プロジェクトを整備 指導者用タブレット PC を整備 (R1～2nd)
- ・児童生徒 1 人 1 台端末の整備 (R2nd)
- ・独自の教育専用クラウド「福岡 TSUNAGARU Cloud」の構築 (R1nd)
- ・「教育データ連携基盤」の構築に向けた検証等に着手 (R4nd～)
- ・日本語指導が必要な児童生徒に対する指導・支援
- ・外国人就学状況調査の実施 (R2nd～)
- ・公立夜間中学「福岡きぼう中学校」の開校 (R4nd)



## ●評価指標

指標の見方

目標値に達している	目標値に近づいている	同程度で推移している	初期値より低下している
-----------	------------	------------	-------------

		H29 → R5		目標値
児童生徒の協働的な学習の状況 (生活習慣・学習定着度調査)	小5 児童	目標値に達している 63.5% → 82.1%		81%
	中2 生徒	目標値に達している 72.2% → 88.1%		82%
児童生徒の学力の状況 (全国学力・学習状況調査)	小6 児童	初期値より低下している 国語 : 55.4% → 51.8%		国語 65%
		初期値より低下している 算数 : 54.2% → 49.3%		算数 65%
	中3 生徒	初期値より低下している 国語 : 62.0% → 60.4%		国語 70%
		目標値に近づいている 数学 : 48.7% → 55.2%		数学 65%
児童生徒の授業内容に関する理解度 (生活習慣・学習定着度調査)	小5 児童	目標値に近づいている 国語 : 78.4% → 84.7%		国語 87%
		同程度で推移している 算数 : 81.1% → 80.3%		算数 88%
	中2 生徒	目標値に近づいている 国語 : 77.2% → 81.5%		国語 82%
		同程度で推移している 数学 : 72.1% → 72.6%		数学 80%

## ●課題や求められていること

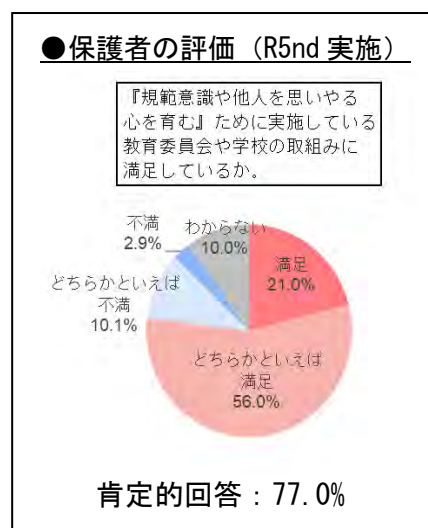
「児童生徒の協働的な学習の状況」は目標値に達している。「児童生徒の授業内容に関する理解度」は、国語は初期値より上昇しており、算数・数学は同程度で推移している。一方、「児童生徒の学力の状況」は、中学校3年生の数学以外は初期値より低下している。

保護者からの評価については肯定的回答が 64%となっており一定の評価を得ていると考えられるが、今後も、各学校の課題を明らかにした上で自校の状況に応じた学力向上の取組みを進めるとともに、児童生徒一人ひとりの課題に応じた学力向上の取組みの一層の充実を図っていく必要がある。

## 施策 2 豊かな人権感覚と道徳性の育成

### ●主な取組み

- すべての市立学校において、地域の伝統文化や福祉、環境、国際理解など、特色ある教育活動を実施  
 その中で、基本的にすべての小中学校において「がんの教育」を実施
- 小学校5年生、中学校1年生を対象とした自然教室を実施  
 (R2ndは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)
- 人権教育指導の手引きを改訂 (R5nd)
- 各学校において人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、人権教育を着実に推進
- 人権読本「ぬくもり」の活用。人権教育研修の充実



### ●評価指標

			H29 → R5	目標値
児童生徒の自尊感情の状況 (全国学力・学習状況調査)	「自分にはよいところがあると思う」の設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小6児童	目標値に近づいている 79.3% → 84.2%	90%
		中3生徒	目標値に近づいている 73.5% → 83.6%	87%
児童生徒の規範意識の状況 (全国学力・学習状況調査)	「学校のきまりを守っている」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小6児童	同程度で推移している 93.2% → 92.8%	97%
		中3生徒	目標値に達している 94.5% → 97.2%	97%
児童生徒の思いやりや人権意識の状況 (生活習慣・学習定着度調査)	「人が困っているときに助けています」の設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小5児童	目標値に達している 83.7% → 91.9%	90%
		中2生徒	目標値に達している 84.6% → 90.8%	90%
人権教育の視点を取り入れた授業の取組状況 (教育意識調査)	あなたの学校では「人権教育の視点を取り入れられた授業が行われている」という設問に対し「とても当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した教員の割合	教員	目標値に近づいている 86.7% → 89.1%	100%

### ●課題や求められていること

「児童生徒の自尊感情の状況」は、小中学校ともに上昇傾向にあり、「児童生徒の規範意識の状況」は、小中学校ともに90%を上回る高い数値となっている。

「児童生徒の思いやりや人権意識の状況」は、小中学校いずれも目標値に達している。

「人権教育の視点を取り入れた授業の取組状況」は、初期値より上昇している。

また、保護者からの評価については、肯定的回答が77%となっており、高い評価を得ていると考えられる。

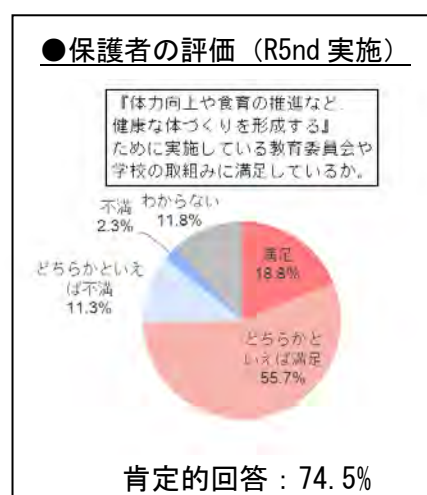
いじめや差別的発言などの人権に関わる事象の早期発見及び未然防止のため、効果的な取組みが求められており、今後も、学校での人権教育の組織的・計画的な取組みや、教員の人権意識及び指導力の向上を図る必要がある。



### 施策 3 健やかな体の育成

#### ●主な取組み

- ・小・中・特別支援学校に向けた教員研修会を実施するとともに、希望する小学校に体育の実技指導員を派遣
- ・学校水泳指導における民間プールの活用モデル事業を実施 (R4nd) ・部活動指導員、部活動支援員の配置を拡充
- ・小・中・特別支援学校において、栄養教諭・学校栄養職員と学級担任等が連携した食に関する指導を継続的に実施



#### ●評価指標

		H29 → R5		目標値
児童生徒の体力運動能力の状況 (体力・運動能力調査)	総合得点の全国平均を50とした場合の福岡市の児童生徒の値	小5男子	同程度で推移している 50.6 → 50.2	52
		小5女子	同程度で推移している 49.1 → 49.0	52
		中2男子	初期値より低下している 50.5 → 49.2	52
		中2女子	初期値より低下している 49.9 → 48.6	52
児童生徒の運動習慣の状況 (体力・運動能力調査)	1週間の総運動時間60分未満の児童生徒の割合	小5児童	初期値より低下している 9.9% → 13.3%	8%
		中2生徒	初期値より低下している 15.1% → 22.4%	13%
朝食欠食の状況 (全国学力・学習状況調査)	「朝食を毎日食べていますか」という設問に対して、「あまりしていない」「全くしていない」と回答した児童生徒の割合	小6児童	初期値より低下している 6.2% → 7.8%	5%
		中3生徒	初期値より低下している 8.3% → 10.0%	5%
栄養バランスに配慮した食生活の実践状況 (福岡市教育委員会調査)	「栄養のバランスを考えて食べる」という設問に対し、「はい」と答えた児童生徒の割合※1	小5児童	目標値に達している 52.3% (H28) → 78.7%	60%
		中2生徒	目標値に達している 39.6% (H28) → 78.4%	50%

※1 R3 から、『好ききらいをしないで、栄養バランスを考えながら食事をしている』という設問に対し、『あてはまる』・『どちらかといえば、あてはまる』と回答した児童生徒の割合

#### ●課題や求められていること

「児童生徒の体力運動能力の状況」は小学校では初期値と同程度で推移し、中学校では低下している。「児童生徒の運動習慣の状況」は小中学校ともに減少している。新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着き、運動を行う機会は増えてきたが、体力に関してはまだ低下している状態であると考えられる。

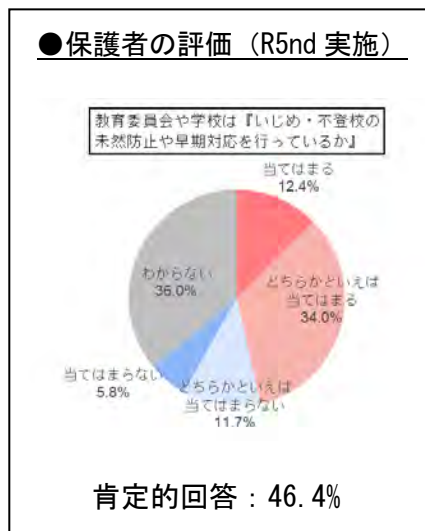
食育に関しては、「栄養バランスに配慮した食生活の実践状況」は目標値を達成しているが、「朝食欠食の状況」については、初期値より低下している。

保護者評価については、肯定的評価が70%を超えており、高い評価を得ているが、今後とも、教員への研修を充実させ、児童生徒が運動の楽しさを体感することができる体育の授業づくりに努めるなど、体力向上の取組みを推進するとともに、校長を中心とした食育指導体制の整備や栄養教諭等による食育の更なる推進を図る必要がある。

## 施策 4 いじめ・不登校等の未然防止・早期対応

### ●主な取組み

- ・スクールソーシャルワーカーをすべての市立学校に週1～2日配置
- ・スクールカウンセラーをすべての市立学校に週1～2日(週8時間)配置
- ・教育相談コーディネーターをすべての中学校区に配置
- ・スクールロイヤーを配置 (R5nd)
- ・Q-Uアンケートの実施を小・中学校の全学年に拡大 (R5nd)
- ・SNSを活用した教育相談体制を構築 (R1nd※R4ndから本格実施)
- ・ひきこもり傾向にある児童生徒が交流するオンラインルームを開設 (R5nd)
- ・学びの多様化学校の開設準備 (R5nd)
- ・動画教材利用のためのアカウントを無償提供 (R5nd)
- ・教育支援員を小学校28校に配置 (R6nd)
- ・教育支援センター(校外適応指導教室)を全区に増設 (R6nd)
- ・「いじめゼロサミット」を継続して開催
- ・学校ネットパトロール事業の実施



### ●評価指標

		H29 → R5	目標値	
いじめに対する意識 (全国学力・学習状況調査)	「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」という設問に対して、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合	児童生徒	目標に近づいている 94.6% → 96.7%	97%
不登校児童生徒の復帰率 (福岡市教育委員会調査)	「不登校児童生徒」のうち「指導の結果登校する、またはできるようになった児童生徒」の割合	児童生徒	初期値より低下している 49.2% → 28.6%(R4)	65%

### ●課題や求められていること

「いじめに対する意識」については、目標達成に向け順調に推移している。

「不登校児童生徒の復帰率」については、令和2年度まで向上していたが、令和3年度以降減少している。一方で、登校には至らないものの、表情が明るくなった、友達と話すようになったなどの好ましい変化が見られるようになった不登校児童生徒の割合である改善率は向上 (R3 : 19.5% → R4 : 23.4%) しているが、復帰までに期間を要するケースが増加している。

保護者からの評価については、肯定的回答が約半数となっており、「わからない」の回答の割合が36%と高くなっている。これは、教育委員会や学校の取組みが保護者に伝わりにくいことが原因の一つであると考えられる。

引き続き、教育相談コーディネーターを中心として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが教員と連携し、いじめ・不登校の未然防止・早期対応に係る取組みを推進するとともに、多様な学びの場を確保していく必要がある。また、児童生徒や保護者が取組みや制度など必要な情報を入手することができるよう、ホームページ・広報紙などを活用した、より効果的な情報発信が求められている。

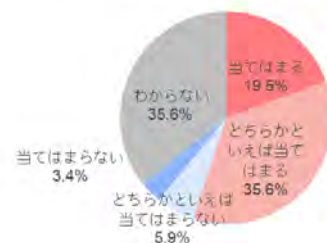
## 施策 5 特別支援教育の推進

### ●主な取組み

- ・特別支援学級及び通級指導教室を整備  
特に、自閉症・情緒障がい特別支援学級を大幅に拡大（R5nd）
- ・就労支援に特化した特別支援学校高等部を新設（R5. 4月清水高等学園開校、R7. 4月城浜高等学園開校予定）
- ・学校生活支援員の配置を拡充
- ・難聴の児童生徒の聴こえを補う補助装置を導入（R4nd）
- ・肢体不自由の児童生徒を安全に介助するための介助アシストスーツを導入（R4nd）
- ・小中学校に看護師を配置し、医療的ケアが必要な児童生徒の受け入れを開始（R1nd）
- ・医療的ケアが必要な児童生徒の通学を支援（R5nd）
- ・スクールバスの増便・乗車対象の拡大

### ●保護者の評価（R5nd 実施）

教育委員会や学校は『子どもの障がいに配慮した教育を行っているか』



肯定的回答：55.1%

### ●評価指標

		H29 → R5	目標値	
専門的かつ連続性のある指導・支援の展開（福岡市教育委員会調査）	「個別の教育支援計画及び個別の指導計画に沿った支援が行われるとともに、適切に引き継ぎができてきているか」の設問に対し、「はい」と回答した割合	教諭等 ※1	目標値に近づいている 87.5% → 94.0%	95%
	知的障がい特別支援学校高等部3年生で就労を希望している生徒（5月時点）の卒業時の就労率	卒業生 ※2	初期値より低下している 96.4% → 75.0%	100%
チームとしての組織的な支援体制の充実（福岡市教育委員会調査）	「校内支援委員会で具体的な支援方法が決定されているか」の設問に対し、「はい」と回答した割合	教諭等 ※1	目標値に近づいている 84.5% → 93.6%	95%

※1 小・中・高・特支の校長及び特別支援教育コーディネーター

※2 就労希望の知的障がい特別支援学校高等部卒業生

### ●課題や求められていること

「個別の教育支援計画及び個別の指導計画に沿った支援が行われるとともに、適切に引き継ぎができてきているか」、「校内支援委員会で具体的な支援方法が決定されているか」については、目標達成に向けて初期値より上昇している。

「就労率」については、初期値より低下している。これは、A型事業所への就労を希望していた生徒が、実習の結果、同一法人が運営する就労移行支援事業所やB型事業所に進路先を変更したケースや、自立訓練を経験した後に就労を目指すことになったケースなど本人・保護者の進路希望がより多様化したことによるものと考えられる。

保護者からの評価については、肯定的回答が約55%と半数を超えており、一定の評価を得ているものと考えられる。一方、「わからない」との回答が35%を超えているが、これは、令和4年度時点では学習参観や学校行事等に一定の感染症対策が必要であり、障がいのある児童生徒の状況や取組みについて知る機会が十分でなかったことが原因であると考えられる。

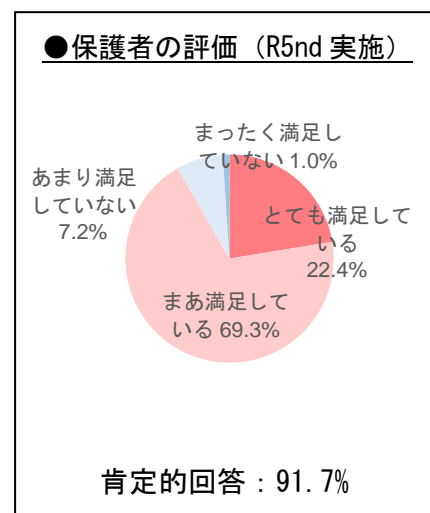
引き続き、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うため、多様な学びの場の整備、教育環境の充実を図る必要がある。

また、現場実習の機会の確保など、就労を希望する生徒の就労実現に向けた取組みを推進していく必要がある。

## 施策 6 魅力ある高校教育の推進

### ●主な取組み

- ・特色化選抜を実施（R4nd 入学者選抜）
- ・専門学科を有する市立高校のあり方に関する検討（有識者会議の開催など）に着手（R5nd）
- ・教員の専門技術取得、技術力向上のための研修派遣
- ・就職希望者に対応するための企業訪問や大学等と連携した取組みを充実
- ・拠点校へ進路指導員を配置し、求人開拓・情報提供・助言等の進路指導支援を実施
- ・市立高校合同紹介リーフレットやホームページ、SNS を活用した広報



### ●評価成果指標

			H29 → R5	目標値
進路希望の実現に対する満足度 （福岡市教育委員会調査）	「進路指導は、進路目標の達成に役立っているか」という設問に対して、「とても思う」「ややそう思う」と回答した生徒の割合	高1～高3生徒	目標値に近づいている 87.0% → 91.8%	95%
志願倍率の状況 （福岡市教育委員会調査）	志願倍率が県立高等学校平均倍率未満の学科数（全14学科）	—	初期値より低下している 5学科（30nd入学） → 9学科（6nd入学）	0学科

### ●課題や求められていること

「進路希望の実現に対する満足度」は、初期値より上昇している。

保護者からの評価は肯定的回答が91.7%となっており、高い評価が得られているが、「志願倍率の状況」は、初期値より低下している。

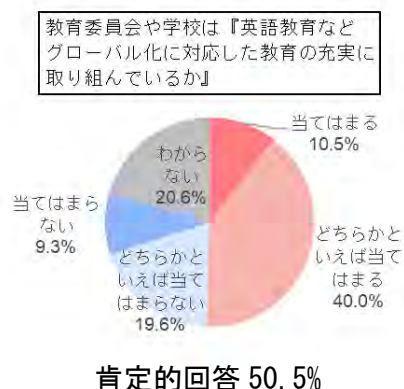
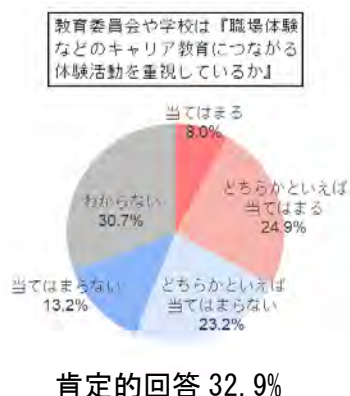
そのため、保護者や受験生のニーズに応える、各校の教育活動・内容の魅力をさらに高める取組みを進めるとともに、教育内容を見直し、その成果について効果的な広報活動を行っていく必要がある。

## 施策 7 グローバル社会を生きるキャリア教育の推進

### ●主な取組み

- ・小学校では「夢の課外事業」や「職業探究プログラム（動画活用授業）」を実施
- ・中学校では「未来を切り拓くワークショップ（動画活用授業）」を実施
- ・すべての中学校において職場体験学習を実施（R2nd～R4nd：新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止）
- ・小学校5、6年生、中学校、特別支援学校にネイティブスピーカー（外国人英語指導講師）を配置
- ・小学校3、4年生に英語を母語とするか英語が堪能なゲストティーチャーを配置
- ・中学校3年生を対象に英語チャレンジテストを実施

### ●保護者の評価（R5nd 実施）



### ●成果指標

			H29 → R5	目標値
児童生徒の将来の夢や目標の状況 (全国学力・学習状況調査)	「将来の夢や目標を持っていますか」の設問に対して、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小6児童	初期値より低下している 86.1% → 81.0%	89%
		中3生徒	初期値より低下している 73.6% → 69.5%	75%
生徒の英語能力の状況（英検 IBA）	英検3級相当以上の中学3年生の割合	中3生徒	初期値より低下している 66.2% → 65.2%	75%

### ●課題や求められていること

「児童生徒の将来の夢や目標の状況」は、全国と同様に低下している。

「生徒の英語能力の状況」は、初期値より低下しているものの、文部科学省が設定している目標値（50%）を超えている。

保護者からの評価については、キャリア教育の設問で肯定的回答が約33%となっているが、これは新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、職場体験学習を中止したことが影響していると考えられる。英語教育については、肯定的回答が半数以上となっており、一定の評価が得られていると考えられる。

今後も、将来に夢や希望を持ち、新しいことにチャレンジする意欲を育成する取組みや勤労観・職業観の形成や進路選択決定などにつながるキャリア教育の充実が必要である。

また、教員の外国語の指導力向上に向けた研修の充実を図る必要がある。

## 施策 8 読書活動の推進

### ●主な取組み

- ・学校司書を小学校、中学校、特別支援学校（6学級以下の小規模校を除く。）に配置
- ・学校図書館支援センターの職員による専門的な支援や、調べ学習支援用図書の貸出しを実施
- ・「TSUNAGARU Cloud」を活用した小学生読書リーダー養成講座の実施
- ・絵本月間等児童書に関する行事を開催
- ・スタンダード文庫の補充や読み聞かせ講座など、公民館における子ども読書活動を支援
- ・福岡市子ども読書活動推進計画（第4次）を策定（R4nd）

### ●保護者の評価（R5nd実施）

『読書量を増やす』ために実施している教育委員会や学校の取組みに満足しているか。



肯定的回答：44.0%

### ●評価指標

		H29 → R5		目標値
児童生徒の読書活動への意識 (生活習慣・学習定着度調査)	「読書が好きですか」との設問に対し、肯定的回答を行った児童生徒の割合	小5児童	初期値より低下している 80.2% → 78.7%	90%
		中2生徒	初期値より低下している 70.6% → 61.9%	90%
読書量調査（福岡市教育委員会調査、毎年11月の1か月間を調査）	1か月間の平均読書量	児童	同程度で推移している 15.8冊 → 15.1冊	17冊
		生徒	同程度で推移している 2.8冊 → 2.3冊	4.5冊
教科との関連を図る取組み (福岡市教育委員会調査)	「図書館資料を活用した授業が計画的に行われていますか」との設問に対し、肯定的回答を行った校長の割合	小学校長	初期値より低下している 85.0% → 72.4%	90%
		中学校長	初期値より低下している 42.0% → 30.0%	90%

### ●課題や求められていること

「児童生徒の読書活動への意識」、「教科との関連を図る取組み」は初期値より低下しており、「読書量調査」は初期値と同程度で推移している。

保護者からの評価については、肯定的回答が否定的回答を上回っているものの、「わからない」の回答も約20%あり、学校の取組みが十分伝わらなかったことが原因であると考えられる。

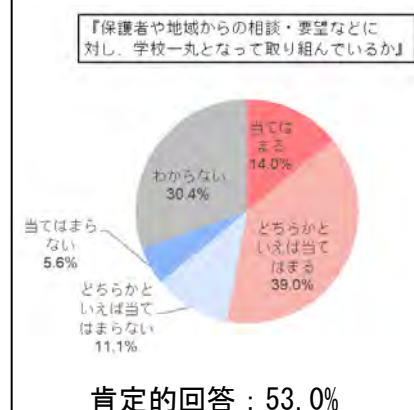
新型コロナウイルス感染症の影響により、学校図書館を活用した授業が十分に実施できなかったことなどもあるが、今後も、読書量の増加や読書活動への意識の向上を図るため、引き続き、読書活動の大切さについての広報・啓発に取り組むとともに、学校図書館を活用した授業実施を推進するため、学校司書や司書教諭等を対象とした研修を充実させ、各学校の効果的な取組みの共有を図るなど、読書活動の推進に向け一層取り組んでいく必要がある。

## 施策 9 チーム学校による組織力の強化

### ●主な取組み

- ・スクールソーシャルワーカーをすべての市立学校に週1～2日配置
- ・スクールカウンセラーをすべての市立学校に週1～2日(週8時間)配置
- ・教育相談コーディネーターをすべての中学校区に配置
- ・部活動指導員、部活動支援員の配置を拡充
- ・学校生活支援員の配置を拡充

### ●保護者の評価 (R5nd 実施)



### ●評価指標

		H29 → R5	目標値
学校が組織として対応すべき課題等についての共有化の取組状況 (全国学力・学習状況調査)	小学校長	同程度で推移している 97.2% → 97.9%	100%
	中学校長	同程度で推移している 95.8% → 95.3%	100%

### ●課題や求められていること

評価指標は95%を超え、初期値と同程度で推移している。

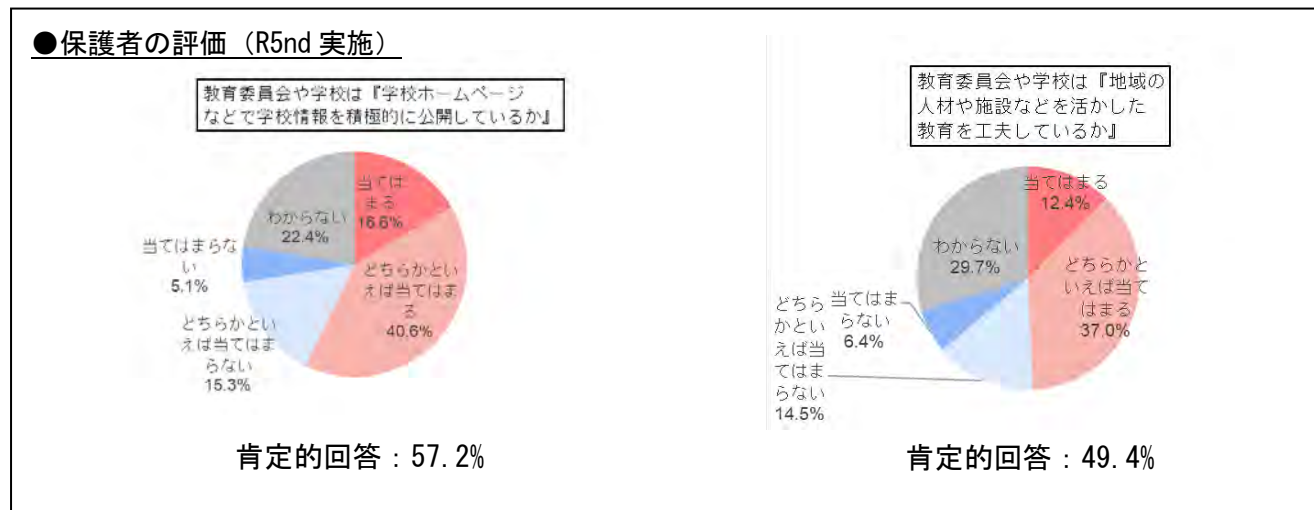
保護者からの評価については、肯定的回答が約53%となっており、一定の評価が得られていると考えられる。一方で、「わからない」との回答が約30.4%となっており、これは、校内等での個別の対応は関係者以外には分かりづらいことが要因の一つであると考えられる。

引き続き、教育相談コーディネーターを中心として専門スタッフと連携しながら、学校の組織力の強化を図り、いじめ・不登校・虐待・貧困等の様々な課題の解決に取り組んでいく必要がある。

## 施策 10 学校と家庭・地域等の連携強化

### ●主な取組み

- ・教育委員会と協定を締結した大学（R5nd：20 大学）が派遣する大学生を、学生サポーターとして学校で受入れ、授業や課外活動の補助、休み時間の交流など、様々な教育活動を支援
- ・各学校において学校サポーター会議を年3回程度実施
- ・コミュニティ・スクールについて検討
- ・学校教育に対する理解と関心を深めるため、学校公開を実施（R2～4nd は新型コロナウイルス感染症の影響のため中止）
- ・学校ホームページの作成・更新に関する支援体制を整備



### ●評価指標

		H29 → R5	目標値
学校情報の公開状況 (教育意識調査)	「学校ホームページなどで学校情報を積極的に公開しているか」の設問に対し「よく当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した教員、保護者の割合	教員 74.1% → 78.0%	80%
		保護者 47.4% → 48.6%	60%
地域人材の活用状況 (教育意識調査)	「地域の人材や施設などを活かした教育を工夫している」の設問に対し「よく当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した教員の割合	教員 72.3% → 62.7%	80%

### ●課題や求められていること

「学校情報の公開状況」については、教員・保護者のいずれも初期値より上昇しているが、保護者の方は目標値との間に差がある。

「地域人材の活用状況」について、教員の回答は初期値より低下しており、保護者の評価では肯定的回答が約半数を占めているものの、「わからない」が約30%を占めるなど、保護者に具体的な取組みが伝わっていないと考えられる。

引き続き、学校情報の積極的な情報発信を行うとともに、学校サポーター会議等の場を活用するなど、地域との連携に関する理解を深めるような取組みを検討していく必要がある。



## 施策 11 資質ある優秀な人材の確保

### ●主な取組み

- ・近隣 15 大学と「教員養成にかかる連携・協力協定」を締結（R2nd）。実践的な教育実習や指導主事等を派遣した講義など、学生の資質・能力向上に向けた取組みを実施
- ・一般選考とは別に、協定締結大学の学生を対象とする教育実習評価及び大学の推薦に基づく「大学連携特別選考」や、本市講師等を対象とする勤務評価を活用した「教職経験特別選考」を実施（R4nd）
- ・教職員を目指す高校生を増やすため、県内全ての高校 1 年生に対して、教員の魅力や教員となるまでの道のりなどを紹介するパンフレット等を配布

### ●評価指標

		H29 → R5		目標値
教員採用試験の受験者数の状況 (福岡市教育委員会調査)	教員採用試験の競争率（受験者数÷合格者数）の確保	受験者	初期値より低下している 3.4倍 → 2.7倍	6.5倍

### ●課題や求められていること

「教員採用試験の受験者数の状況」については、全国的な教員志願者の減少に加え、福岡市では、児童生徒数の増加傾向が続き、特別支援学級の増加や国の定数改善などによる大量採用が続いている状況もあり、引き続き厳しいものとなっているが、新たに教職経験特別選考試験、大学連携特別選考試験を実施したことで、一定の倍率を維持し、また、実践力の高い優秀な人材を確保できている。

今後も、全国的に採用倍率が低下する中において、資質ある優秀な人材や教師の役割の変化を踏まえた多様な専門性や背景を有する人材の確保のため、大学と連携・協力して教員を志望する学生の養成をより充実させるとともに、採用選考の改善を図っていく必要がある。

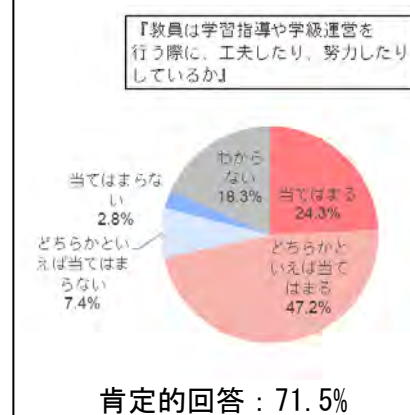
また、近年の大量採用に伴う新卒者、若年者の増加を踏まえ、実践力の育成や育児休業取得者の増に対応できる環境整備が求められる。

## 施策 12 教職員の資質・能力の向上・活性化

### ●主な取組み

- ・社会や学校を取り巻く状況の変化等を踏まえ、「福岡市教員育成指標」を適宜改訂。これに基づく各種研修を実施
- ・経験年数研修に「20年次研修」「30年次研修」を新設（R5nd）
- ・オンライン双方型研修やオンデマンド型研修など研修形態を工夫
- ・教員のICT活用指導力の向上を図るため、複数の研修講座を実施
- ・リーダー、ミドルリーダー育成を目的として、職能研修において「マネジメント」の内容を導入
- ・モデル校においてICTを効果的に活用した教育実践事例を創出し、全市へ展開する「ICTを活用した教育実践事例創出事業」を実施
- ・「第3次福岡市立学校教職員心の健康づくり計画」（R1nd策定）に基づき、研修による心の病への予防対策や、復職者が円滑に業務遂行できるよう支援体制を整備

### ●保護者の評価（R5nd実施）



### ●評価指標

		H29 → R5	目標値
研修の効果 (全国学力・学習状況調査)	小学校長	初期値より低下している 89.6% → 61.6% (R3)	95%
	中学校長	初期値より低下している 85.7% → 60.8% (R3)	90%
研修の効果 (文科省調査)	教員	目標値に近づいている 62.8% → 71.9% (R4)	80%
精神疾患による病気休職者の状況 (福岡市教育委員会調査)	教職員	初期値より低下している 0.70% → 1.05%	0.45%

### ●課題や求められていること

保護者の評価については、肯定的回答が70%を超えており、教員の学習指導や学級運営に対する工夫や努力が保護者に伝わっているものとする。

研修の効果のうち「研修の成果を教育活動に反映させているか」については、令和4年度から調査項目がなくなり、令和3年度の数値であるが、コロナ禍の影響もあって初期値より低下しているものの、研修講座実施後の受講者アンケートにおける満足度は98.96%であった。今後も、個別の課題やニーズに応じて選択できる研修の充実や、研修形態の工夫を一層図ることが必要である。

また「授業中にICTを活用して指導する能力」については、数値は上昇傾向にあるものの、目標値には到達していないため、ICT活用指導力の向上を図る実践的な研修の充実を図っていく必要がある。

「精神疾患による病気休職者の状況」については、初期値より上昇しており、近年休職者が増えている経験年数の短い教職員への予防的対策に取り組むなど、引き続きメンタルヘルス対策の充実を図る必要がある。

## 施策 13 コンプライアンスの推進

### ●主な取組み

- ・ 犯罪心理の専門家等の意見を踏まえて作成した研修プログラムを取り入れた不祥事防止研修を夏季休業期間中に実施
- ・ 不祥事ごとのテーマを絞った資料を隔月で作成・配付し、「10分研修」として全学校で実施
- ・ 教育委員会事務局職員が、学校及び共同学校事務室を訪問し、服務規律に関する研修を実施
- ・ 体罰の根絶に向け、年次研修や校内研修、部活動指導者連絡会等において指導、研修を実施。また、改訂した懲戒処分の指針に基づき、体罰に対して厳格に対応

### ●評価指標

		H29 → R5		目標値
倫理意識の状況 (福岡市教育委員会調査)	「私は、公務員倫理や服務義務について、十分に理解している」の設問に対し、4段階評価のうち最も高い「そう思う」と回答した教職員の割合	教職員	目標値に近づいている 65.6%(H30) → 74.0%(R4)	95%

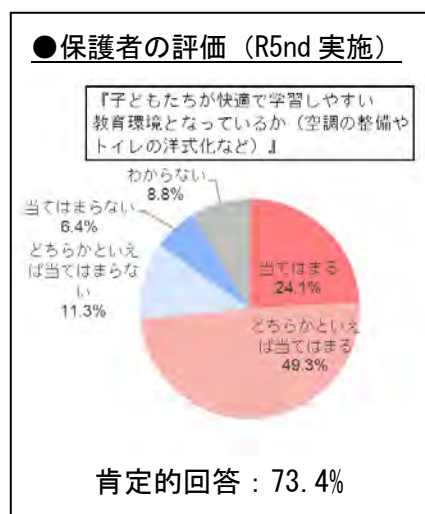
### ●課題や求められていること

「倫理意識の状況」は、初期値より上昇しているが、依然として、懲戒免職となる事案が生じており引き続き、各学校が抱える課題に応じた不祥事防止やコンプライアンス推進のための取組みを選択・実施できる環境を整備し、各学校が主体的にコンプライアンス推進に取り組む組織風土づくりを行うなど、コンプライアンス推進に向けた教職員一人ひとりの当事者意識の向上を図り、学校と教育委員会が一体となって不祥事防止の取組みを推進していく必要がある。

## 施策 14 安心して学ぶことができる教育環境の整備

### ●主な取組み

- ・福岡市学校施設長寿命化計画に基づき、老朽化対策として大規模改造を計画的に実施
- ・原則築年数の古い順に学校施設の建替えに着手（R5nd～）
- ・児童生徒数の増加等に伴い、教室等の不足が見込まれる学校施設について、増築等を実施
- ・トイレの洋式化を計画的に実施
- ・小・中学校の特別教室への空調整備が完了（R4nd）
- ・「福岡市立小・中学校の学校規模適正化に関する実施方針」に基づき、教育環境の課題解決に向けた取組みを推進（H31nd 照葉北小学校開校、R5nd 西都北小学校開校、R6nd 照葉はばたき小学校開校）
- ・第3給食センター稼働開始（R2nd）



### ●評価指標

		H29 → R5	目標値
トイレの洋式化の推進 (福岡市教育委員会調査)	小中学校におけるトイレの改修率（洋式化、乾式化）	学校施設	目標値に近づいている 58.0% → 83.0% 87%

### ●課題や求められていること

「小中学校におけるトイレの改修率」については、目標達成に向け順調に推移している。

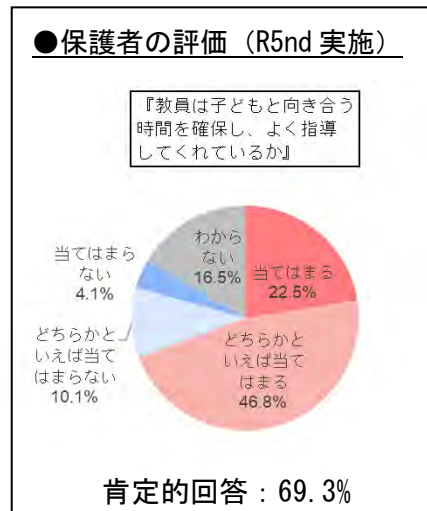
保護者からの評価については、肯定的回答が約73%となっているものの、トイレの洋式化・乾式化については早期解決の要望を受けているため、目標値の達成に向けて、今後も着実に整備を進めていく。

また、学校施設の計画的な改修や空調整備、学校規模の適正化など、引き続き、子どもたちが安心して学習できる良好な教育環境の整備を進めていく必要がある。

## 施策 15 教員が子どもと向き合う環境づくり

### ●主な取組み

- ・「福岡市立学校教職員の業務改善のための実施プログラム (H30nd 策定)」及び「福岡市立学校における働き方改革推進プログラム (R4nd 策定)」に基づき、教職員の長時間勤務の解消や業務改善に向けた各種取組みを推進
- ・部活動指導員、スクールカウンセラーなど専門スタッフの配置を拡充 (R1nd～)
- ・共同学校事務室を全市展開 (R1nd～)
- ・スクール・サポート・スタッフを配置 (R2nd)
- ・学習指導員を配置 (R5nd)
- ・スクールロイヤーを配置 (R5nd～)
- ・部活動指導員、スクールカウンセラーなど専門スタッフの配置を拡充
- ・共同学校事務室を全市展開 (R1nd)
- ・全校に自動音声メッセージ機能付き電話を導入 (R2nd～R3nd)
- ・教職員庶務事務システムや高等学校の校務支援システムを導入 (R4nd)
- ・デジタル採点システム・高機能複合機の導入 (R5nd)
- ・学校閉庁日の拡充 (R2nd～R4nd)
- ・11 時間の勤務間インターバル制度を導入し、教職員の休息時間を確保 (R4nd)



### ●評価指標

		H29 → R5	目標値	
教員が子どもと向き合う時間の確保の状況 (教育意識調査)	「教員が子どもと接する時間が確保されているか」の設問に対し、「とても当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した教員の割合	教員	目標値に近づいている 54.1% → 60.6%	65%
調査・報告文書の状況 (福岡市教育委員会調査)	教育委員会が学校に発信する調査・報告文書の数	—	目標値に近づいている 251件 → 234件 (R4)	226件

### ●課題や求められていること

保護者からの評価については、肯定的回答が約 70%となっており、多忙な中においても教員が子どもと向き合い指導しようとする努力が保護者に伝わっていると考えられる。

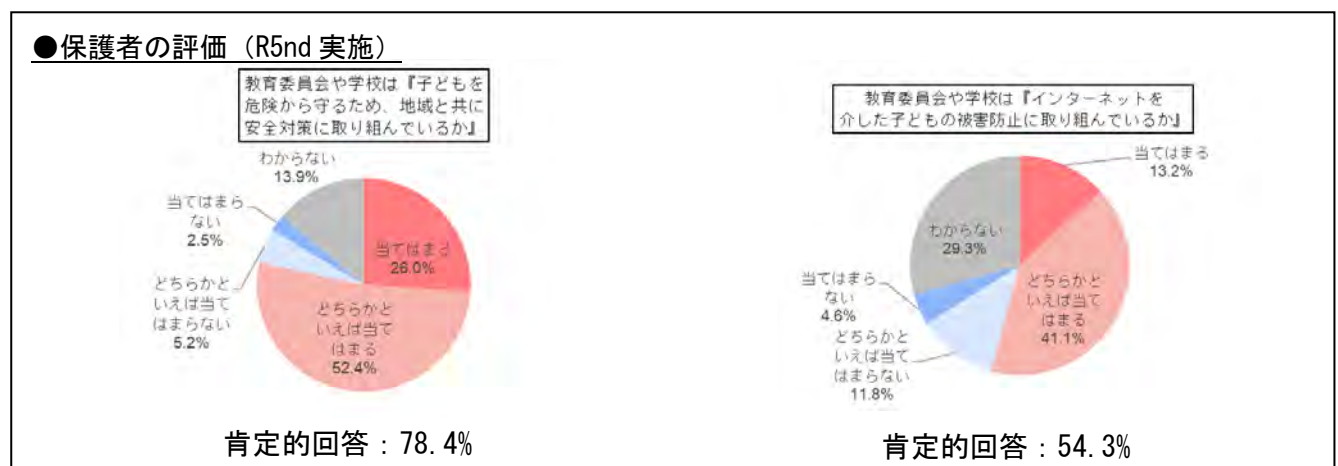
「教員が子どもと向き合う時間の確保の状況」は、初期値より上昇しているが目標値には達しておらず、また、教員の時間外在校等時間の状況は一定程度改善したが、依然として長時間勤務の教員が多い実態があるため、引き続き「福岡市立学校働き方改革推進プログラム」に基づく教員の負担軽減に取り組み、教員が子どもと向き合う時間や自らの業務を磨く時間を確保できる環境づくりを推進していく。

「調査・報告文書の状況」は、前年度との比較では、調査・報告文書の数は減少しているものの、目標値には達成していないため、引き続き、調査内容の見直しや、学校への照会・通知文書の取扱いに関するガイドラインの周知徹底など、改善を図っていく必要がある。

## 施策 16 子どもの安全確保に向けた取組みの推進

### ●主な取組み

- ・「福岡市通学路交通安全対策プログラム」に基づき、通学路における危険箇所の点検及び安全対策を実施
- ・全小・中・高等学校で交通安全教室を実施
- ・各学校で、学校の危機管理マニュアルに基づき、火災や風水害、地震や津波などに対応する訓練を計画的に実施
- ・小学校1年生の入学時及び転入時に防犯ブザー・防犯笛を配付
- ・保護者や地域のボランティアによるスクールガードが学校の巡回や登下校の見守りを実施
- ・スクールガードリーダーによる学校巡回指導や安全教室、防犯教室の実施
- ・ネット上の問題のある書き込み等の検知し、リスクレベルに応じた対応を実施
- ・教育委員会ホームページにインターネットトラブルに関する相談窓口を開設
- ・インターネットの正しい使い方に関する啓発を学校、保護者、児童生徒に対し実施



### ●評価指標

		H29 → R5	目標値
子どもを地域ではぐくむという意識の状況（教育意識調査）	教員	初期値より低下している 84.1% → 80.2%	90%
	保護者	初期値より低下している 78.9% → 68.3%	90%
子どもの携帯電話の使用に関する保護者の意識（教育意識調査）	保護者	初期値より低下している 80.7% → 74.3%	90%

### ●課題や求められていること

保護者の評価では、「子どもを危険から守るため、地域と共に安全対策に取り組んでいるか」については肯定的回答が約 80%であり、スクールガードによる登下校の見守りなどの活動が評価につながったものと考えられる。

「インターネットを介した子どもの被害防止に取り組んでいるか」については肯定的回答が半数を超えているが、一方で、「わからない」が約 30%あり、学校ネットパトロール等の取組みが保護者に十分に伝わっていないことが要因の一つだと考えられる。

「子どもを地域ではぐくむという意識の状況」、「子どもの携帯電話の使用に関する保護者の意識」は初期値より低下している。

インターネットによる子どもの被害防止の取組みについては、引き続き、トラブル未然防止のための啓発資料を作成し、各学校で保護者懇談会等の機会に啓発資料を配付するなど、意識の向上に努める必要がある。加えて、学校ホームページに掲載するなど、広報の推進を図っていく必要がある。

## 施策 17 家庭・地域等における教育の推進

### ●主な取組み

- ・家庭の教育力向上に向け、基本的な生活習慣定着の家庭向け学習会やPTAとの連携事業を実施
- ・不登校対応の基本的な考え方を共有する「不登校セミナー」や不登校の相談を引き受ける「不登校ほっとライン」、学校での不登校保護者の会の開催支援など、NPOとの共働による不登校児童生徒の保護者支援事業を実施
- ・家庭教育の重要性などに関する学習やその成果を実践する活動に自主的・組織的に取り組む地域グループを育成・支援（学習活動や啓発活動への助成、地域グループの学習会等への訪問、学習活動に関する助言等）

### ●保護者の評価（R5nd 実施）

『保護者を対象とした基本的な生活習慣に関する講座の開催など、家庭教育を支援する活動が行われているか』



肯定的回答：38.8%

### ●評価指標

		H29 → R5	目標値
基本的な生活習慣の育成に対する意識（教育意識調査）	「家庭で子どもに対して、早寝早起きなどの規則正しい生活をさせているか」の設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した保護者の割合	初期値より低下している 87.7% → 83.7%	95%

### ●課題や求められていること

「基本的な生活習慣の育成に対する意識」については、初期値より低下しているが、入学説明会等を活用した基本的な生活習慣に関する学習会や、PTAと連携した「早寝早起き朝ごはん」啓発講演会・家庭教育支援講座等については、例年、学校や参加者の満足度が高く、今後も、参加した保護者にとって基本的な生活習慣を学ぶために有意義な機会となるよう取り組む必要がある。

保護者からの評価については、肯定的回答が約39%となっているが、これは、令和5年度当初の時点では、新型コロナウイルス感染症の影響により、まだ入学説明会等を活用した基本的な生活習慣に関する学習会の事業実施校が少なかったことが原因の一つと考えられる。引き続き、基本的な生活習慣に関する情報や学習会の機会を、PTAと連携して保護者に発信していく必要がある。